

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 2 - 1
- 2 案件名 令和7年度（2025年度）ふるさと納税業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 東京都中央区京橋二丁目2-1 京橋エドグラン13階
社名： 株式会社さとふる

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、ふるさと納税制度を活用し、本市へ寄附いただいた市外在住の方へ返礼品を贈呈することにより感謝の意を表するとともに、本市の魅力を発信し、市内産業の活性化を図るためのものであり、全国から広く寄附を募るためには、ふるさと納税ポータルサイトの活用が有効である。

中でも、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」は、テレビCM等の放映によるプロモーションを実施しており、令和7年（2025年）2月末時点で1,400を超える自治体が活用しているほか、高い認知度を誇り、同サイトを活用することで、新規寄附者の獲得や寄附金の増加が見込める。そのため、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」の管理・運営事業者である上記事業者を契約相手方として選定するものである。

なお、上記事業者は、「さとふる」の管理・運営を行う唯一の者であり、その性質や目的が競争入札に適さないことから随意契約を締結するものである。

7 問合わせ先

課名： 企画政策課 内線： 2148

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 2 - 2
- 2 案件名 関西おでかけ納税事業にかかる業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月 1日から
令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪府中央区平野町4丁目1番2号
社名： 大阪ガス株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

大阪ガス株式会社が運営する「関西おでかけ納税サービス」とは、ふるさと納税に係る寄附者に対して、市内加盟店で利用可能なデジタルチケット(おでかけ商品券)を発行し、利用者認証や決済までの一連の機能を提供するものであり、寄附者がその場で利用できるチケットを即時発行できる点で利便性が高く、市内産業の活性化が期待できる。

同サービスを利用するためには、管理・運営会社である大阪ガス株式会社と契約する必要があるため、上記事業者を相手方として選定するものである。

また、上記事業者は、「関西おでかけ納税サービス」の管理・運営を行う唯一の者であり、その性質や目的が競争入札に適さないことから随意契約を締結するものである。

7 問合わせ先

課名： 企画政策課 内線： 2146

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 2 - 5
- 2 案件名 ふるさと納税利用契約（シフトセブンコンサルティング）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5
社名： 株式会社シフトセブンコンサルティング

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

株式会社シフトセブンコンサルティングが提供する「ふるさと納税 do」(以下「本システム」という。)は、ふるさと納税の寄附管理・配送管理・控除管理などを WEB 上で一元管理でき、ふるさと納税業務の効率化・安定した運用をサポートするシステムである。本システムは株式会社トラストバンクが運営し、かつ、本市でも利用している「ふるさとチョイス」と連携している。本システムを導入することで、株式会社トラストバンクが提供するふるさと納税における返礼品発送の全工程を支援する SCM (サプライチェーン・マネジメント) サービスを利用することが可能となり、返礼品の迅速な発送及び送料の縮減等が大いに期待できるため、SCM サービスの導入に向けた検討を行うに当たっては、本システムの導入が必要不可欠である。

また、本システムを導入することでオンラインワンストップ申請の受付が可能となり、オンラインワンストップ申請に係る業務負担が大幅に軽減することも合わせて期待できる。上記のことから、契約の性質や目的が競争に適さない、または他社では代替できないなどの理由により、株式会社シフトセブンコンサルティングと特名随意契約を締結するものである。

7 問合わせ先

課名： 企画政策課 内線： 2148

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3 - 3
- 2 案件名 コミュニティFM放送番組制作及び放送業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～
令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市逆瀬川1丁目11-1
社名： 株式会社エフエム宝塚
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
幅広く市民に市政情報を発信するための有効な広報手段の一つとして、コミュニティFM放送による情報発信がある。(株)エフエム宝塚は、地元に着した番組を多く放送しており、災害時の緊急な情報提供の場合でも対応できるという地元FM局ならではのメリットがある。市内で唯一のコミュニティFM局である株式会社エフエム宝塚のほかには契約の相手方はいないため、上記業者と契約する。
- 7 問い合わせ先
課名： 広報課 内線： 2032

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K3-15
- 2 案件名 宝塚市広報支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～ 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区江戸町100番601
社名： なりわいカンパニー株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
本業務は令和6年（2024年）1月に策定した宝塚市広報基本戦略に基づき行うもので、令和6年度（2024年度）は公募型プロポーザルにより決定したなりわいカンパニー株式会社に同業務を委託した。令和6年度（2024年度）に実施した研修やワークショップの内容を踏まえより発展的に職員の広報マインドの醸成を図るためには、なりわいカンパニー株式会社のほかにいないため、同事業者と契約する。
- 7 問合わせ先
課名： 広報課 内線： 2033

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 資委—3
- 2 案件名 令和7年度固定資産税納税通知書印字業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）4月24日 まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県西宮市津門稲荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
令和6年度宝資税268号により、「納税通知書等印刷製本」及び「納税通知書等封入封かん業務委託」を合わせた、計3つの業務を一連として、一括で見積もり合わせを行い、相手方を決定しているため。
- 7 問合わせ先 課名：資産税課 内線：2455

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 資委—4
- 2 案件名 令和7年度固定資産税納税通知書等封入封かん業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）5月8日 まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県西宮市津門稲荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
令和6年度宝資税268号により、「納税通知書等印刷製本」及び「納税通知書印字業務委託」を合わせた、計3つの業務を一連として、一括で見積もり合わせを行い、相手方を決定しているため。
- 7 問合わせ先 課名：資産税課 内線：2455

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 資委－2
- 2 案件名 固定資産税システム標準化に伴う登記課税連携システム構築及び登記情報連携対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年（2026年）3月16日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区中之島3丁目6番32号
社名：日本電子計算 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
固定資産税システムの標準化において、登記済通知書データを取り込み、土地・家屋登記情報マスタに反映する機能の実装を求められていることから、令和7年度中に標準仕様書が求める機能を備えた登記課税連携システムの構築や登記と課税情報の連携に必須となるデータ突合を含めたデータクレンジングを行う必要がある。
固定資産税の賦課業務を行うための主たるシステムである固定資産税システムと、システム標準化に伴い固定資産税の課税に際して保持することが必須とされた登記情報を管理し固定資産税システムに情報連携を行う登記課税連携システムは密接不可分な関係にあり、固定資産税システムの提供事業者と同一の事業者以外と契約する場合、各システムの適正な管理や確実な情報連携、障害対応時の迅速性の確保や責任体制の明確化などの観点から、著しく支障が生ずるおそれがあることから、標準化基準に適合した固定資産税システムを本市に提供する上記事業者を契約相手方として指名するものである。
- 7 問合わせ先
課名：資産税課 内線：2459

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 SK 1 - 1
- 2 案件名 法律相談業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日～令和 8 年（2026 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区橋通 1 丁目 4 番 3 号
社名： 兵庫県弁護士会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項但書該当
(指定理由)
弁護士法により法律相談を業として行う者は、弁護士に限定されているため、法律相談を行える団体は、弁護士で構成されている法人である弁護士会以外にはありません。
また、弁護士会は弁護士法で地方裁判所の管轄区域ごとに設立することになっています。本市を担当する弁護士会は、兵庫県弁護士会となっていることから、兵庫県弁護士会と随意契約するものです。
- 7 問合せ先
課名： 市民相談課 内線： 2 4 7 7

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号
- 2 案件名 市民活動促進支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本市は、協働のまちづくりのために市内にNPO法人設立の促進を図ることを重要な施策と位置付けている。宝塚NPOセンターは、平成10年4月に市内で唯一のNPO法人に対する中間支援組織として設立された。同NPOセンターは、これまで市内における非営利の公益活動を行う団体の法人化に向けた相談業務や支援事業を行うとともに、既に設立されたNPO法人に対しては、継続的・効率的な運営が図れるよう経営相談等の活動を行っており、その実績は、市内外で高く評価されている。市内にはNPO法人に対する中間支援組織は当該団体以外にはないこと、また、「宝塚市みんなのまちづくり協議会ポータルサイト」を同NPOセンターが作成しており、システム等を熟知し、効率的な運営が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先
課名：市民協働推進課 内線：2023

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓委－1
- 2 案件名 令和7年度戸籍振り仮名の法制化に伴う通知書作成及び発送に係る業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内及び乙の指定する事業所内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）7月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
社名：富士フイルムシステムサービス株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和5年6月2日に戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し（施行日令和7年5月26日）、戸籍に新たに振り仮名の記録を行うにあたって本籍人に対して戸籍に記録される予定の仮の振り仮名を通知する必要がある。また、施行日の1年後には職権で振り仮名記載がなされることになる。

業務としては施行日時点の戸籍在籍者に対し、戸籍システムより振り仮名を含めたデータを抽出し、通知書を作成・送付することとなるが、仮にデータ抽出と通知作成を分け、別事業者となった場合、戸籍公証事務において重要な要素である「文字」が、現戸籍システムが保有する文字フォントと異なったフォントとなる恐れがあり、戸籍の文字と異なる字形で本籍人に対して通知されてしまうリスクが存在するとともに、データ抽出・通知書作成それぞれの事業者に対して管理コスト・管理事務が発生する。

他方、現システム事業者であればデータを保有するクラウド内での一貫したデータ作成となり、文字のリスクは存在せず、同一事業者であるため、管理コスト・管理事務の低減にも資する。

また、上記相手方は戸籍事務に精通しており、データ抽出はもちろんのこと、通知書作成から送付業務に至るノウハウをも有することから、限られた期間内に効率的な方法で正確かつ速やかな事務執行と通知が求められる本業務において最適であるため、現戸籍システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

7 問合わせ先

課名：窓口サービス課 内線：2472

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R7宝窓委-4

- 2 案件名 国民年金窓口受付業務委託

- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日

- 5 契約相手方
 住所：神戸市中央区下山手通7丁目10番4号 兵庫県社会保険労務士会館
 社名：兵庫県社会保険労務士会

- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

 宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

 (指定理由)
 社会保険労務士会は、社会保険労務士法の規定により厚生労働大臣の認可を受けて設立される法人で、社会保険労務士として登録したものは当然に各都道府県単位で設置される社会保険労務士会に入会するものとされています。
 (社会保険労務士法 第25条の26、第25条の29)
 今回の業務委託契約については、社会保険労務士を窓口受付業務に従事させるものであり、年間を通じて資格を有する社会保険労務士を派遣することができるのは、本市を担当区域とする兵庫県社会保険労務士会に限られるため、同会と随意契約を締結するものです。

- 7 問い合わせ先
 市民交流部窓口サービス課 内線：2494

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓委-9
- 2 案件名 令和7年度 窓口支援（異動受付支援）システム標準化対応
改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内並びに契約事業者の指定する事業所内
及びデータセンター地内
- 4 契約期間 契約の日から令和8年（2026年）2月28日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
社名：富士フイルムシステムサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本契約については、令和5年度に公募型プロポーザルを経て選定した上記相手方との契約により構築し、サービス利用契約を締結した本市で稼働中の窓口支援（異動受付支援）システムクラウドサービスに対して、住民記録システムの標準化に伴って必要なシステム開発及び改修を委託するものである。
当該クラウドサービスに関する著作権を保有し、かつ上記改修が可能な事業者は上記相手方のみであることから、随意契約を締結するもの。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2702

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓使－1 8
- 2 案件名 令和7年度 宝塚市住基・年金・宛名管理システム統合基盤化に係る賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年） 4月 1日
令和7年（2025年） 10月31日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町126番地
社名：NEC キャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件については、令和2年2月1日から上記契約相手方と60ヵ月のリース契約を締結し、令和7年1月31日をもってその期間が満了となったが、令和7年度中に標準化に伴う機器更新を予定しており、延長して現行システムを使用する必要がある。令和6年度分の再リース契約は令和7年3月31日をもって満了となるため、引き続き、上記相手方を指定した契約が必要となるもの。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2470

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓使－7
- 2 案件名 令和7年度個人番号カード交付予約・管理システム賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所 大阪市淀川区宮原4－5－41
社名 行政システム株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

現在利用中のマイナンバーカード交付予約・管理システムについては、事業者が交代した場合、新たにシステムの構築、既存データの移行及び住民基本台帳システムとのデータ連携が必要になり、作業費を要する。新たなシステムを構築するより継続する方が、経済的に安価であると判断したため、当該システムを提供している上記相手方と特名随意契約を行います。

7. 問合わせ先

課名：窓口サービス課

内線：2656

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓委-18
- 2 案件名 令和7年度申請書作成支援システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から
令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町126番地
社名：日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本件は、すでに稼働している申請書作成支援システムの保守委託を行うものであり、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2652

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－8
- 2 案件名 市町村事務処理標準システム 標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)10月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名： 株式会社日立システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
令和3年(2021年)5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。
令和5年度に本市が実施したRFIにおいて標準化対象業務に関するRFIへの参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。
これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。
- 7 問合わせ先
課名： 国民健康保険課 内線：2663

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－12
- 2 案件名 令和7年度国保収納別管理に伴う保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和7年(2025年)9月30日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当委託は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」の国保システムの収納管理を一部国民健康保険課で運用するための保守をするものであり、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、保守業務は同社しか実施できません。
従いまして、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名： 国民健康保険課 内線： 2429

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委—2
- 2 案件名 令和7年度国民健康保険税納税通知書及び納付書封入封緘業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-18
ライオンズスクエア神戸元町事務棟1004
社名： 東洋印刷株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

今回の業務の遂行について、印刷製本は、自社で印字や封入封緘することを前提に契約締結されたものです(国民健康保険税納税通知書等 印刷製本、令和7年2月27日契約)。一度作成された印刷物の規格をもって印字や封入封緘することが、どの業者でも適合するものではありません。

また、印字データの引渡し後、印字から封入封緘まで完了するには期間に余裕がなく、一貫した機械での流れ作業と捉えたほうがかえって効率的であると考えます。

以上のことから、契約は、同社と特名随意契約にて行います。

7 問合わせ先

課名： 国民健康保険課 内線：2481

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委―3
- 2 案件名 令和7年度国民健康保険税納税通知書及び納付書印字業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-18
ライオンズスクエア神戸元町事務棟1004
社名： 東洋印刷株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回の業務の遂行について、印刷製本は、自社で印字や封入封緘することを前提に契約締結されたものです(国民健康保険税納税通知書等 印刷製本、令和7年2月27日契約)。一度作成された印刷物の規格をもって印字や封入封緘することが、どの業者でも適合するものではありません。
また、印字データの引渡し後、印字から封入封緘まで完了するには期間に余裕がなく、一貫した機械での流れ作業と捉えたほうがかえって効率的であると考えます。
以上のことから、契約は、同社と特名随意契約にて行います。
- 7 問合わせ先
課名： 国民健康保険課 内線：2481

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－7
- 2 案件名 後期高齢者フレイル予防事業業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日 ～ 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県神戸市中央区下山手通4-18-1 ひょうご女性交流館401号
社名：公益社団法人兵庫県栄養士会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
公益社団法人兵庫県栄養士会は、宝塚市及び阪神圏域の管理栄養士が多数所属する唯一の職能団体です。年間を通じて栄養士の資質の向上に関する研修や調査研究等を実施しており、地域における健康教育や普及啓発活動等の実績があるため当該業務を委託することが適切であることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先
課名：医療助成課 内線：2661

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－13
- 2 案件名 後期高齢者保健指導等事業業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日 ～ 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市灘区水道筋5丁目1-15-305
社名： 創和クリエイティブライフ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務委託について、上記契約相手方は、令和7年（2025年）3月5日に実施した公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先
課名：医療助成課 内線：2661

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－3, 4, 5, 6
- 2 案件名 (年次) 後期高齢者医療保険料決定通知書等印字業務委託
(年次) 後期高齢者医療保険料決定通知書等封入封緘業務委託
(月次) 後期高齢者医療保険料決定通知書等印字業務委託
(月次) 後期高齢者医療保険料決定通知書等封入封緘業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)7月1日から令和7年(2025年)11月30日
- 5 契約相手方 印刷製本入札決定業者
- 6 指定理由 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

印刷発注する保険料決定通知書等帳票は、印刷後すぐ印字・封入封緘等業務を行っており、同一の業者でなければ一連の作業を円滑にすることが出来ない。契約課に印刷製本契約締結の依頼に併せて、業務委託の見積書徴収を依頼し、印刷見積金額の総額及び業務委託単価に件数を乗じて得た金額の総額の合計が最も安価である業者を、当該封入封緘等業務委託の入札決定業者として、委託契約締結するもの。

- 7 問合わせ先 課名：医療助成課 内線：2660

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 法制事務総合検索システム使用許諾に関する契約
- 2 案件場所 システムサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 4 契約相手方
住所： 東京都港区南青山2丁目11番17号
社名： 第一法規株式会社

5 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

法制執務のよりの確な執行のためには、判例に関する情報のみならず、関連する法令、基本行政通知・通達、行政解釈などを含む多角的な情報の収集が有効であるところ、各情報の検索結果を相互に連携して閲覧する機能を有するシステムの調達が必要となる。そのような機能を有する総合的な法律情報検索システムを提供できる業者は、本契約の相手方しか存在しない。

また、訴訟事務や審査請求事務などにおいては、処分時点の法令の状態を確認すべきところ、任意の時点における法令の条文を検索・閲覧する機能が必要となるが、そのような機能を有するシステムを提供できる事業者は、本契約の相手方しか存在しない。

加えて、情報検索にかかる時間を短縮するためには、L G W A N回線を介してシステムにアクセスする環境が望ましいが、本契約の相手方が提供するシステムはこの仕様も満たすものである。

以上のことから、本契約の相手方として、第一法規株式会社を指定することとする。

6 問合せ先

課名： 総務部総務課

内線： 2057

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 法務コンシェルジュデスクシステム使用許諾に関する契約
- 2 案件場所 システムサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 4 契約相手方
住所： 東京都港区南青山2丁目11番17号
社名： 第一法規株式会社

5 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約は、本契約の相手方が発行する加除式図書（法制執務参考図書）と同一の内容を網羅するWebサービスを調達するものであり、掲載内容の著作権は、本契約の相手方に帰属するものである。

加えて、情報検索にかかる時間を短縮するためには、L G W A N回線を介してシステムにアクセスする環境が望ましいが、本契約の相手方が提供するシステムはこの仕様も満たすものである。

以上のことから、本契約の相手方として、第一法規株式会社を指定することとする。

6 問合せ先

課名： 総務部総務課
内線： 2057

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 例規執務サポートシステム使用許諾に関する契約
- 2 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 4 契約相手方
住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号
社 名： 株式会社ぎょうせい

5 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の相手方は、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であること、本市における例規集の整備（加除）の実績が豊富であることが求められる。これらの条件を満たし、本市が仕様として要求する、例規改め文自動生成機能を有するシステムを提供できる業者は、株式会社ぎょうせいと他1社しか存在しない。

現在稼働中のデータベースは、現時点での例規内容のみならず、改正等の内容も含め過去各時点での例規内容で構成されており、それぞれの内容は株式会社ぎょうせいの例規執務サポートシステムの仕様に合わせ作成している。

特に、改正等の内容を含む過去各時点での例規内容は、法制執務上不可欠なデータであり、他社システムを導入して当該データを不備なく搭載するには、相当の費用及び検証が必要となることを見込まれる。

以上のことから、本契約の相手方として、株式会社ぎょうせいを指定することとする。

6 問合せ先

課 名： 総務部総務課
内 線： 2057

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－3
- 2 案件名 宝塚市例規集更新データ作成等業務委託契約
- 3 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方

住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい

6 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

- (1) 現在、例規集初期データは、株式会社ぎょうせいの例規執務サポートシステム仕様で作成しており、他の業者が当該業務を行うためには、その業者のシステムに適応させるために当該初期データを修正するために膨大な作業時間を要すること。
- (2) 株式会社ぎょうせいは、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であり、本市職員の負担を軽減し、また職員に異動等があってもデータベースの正確性が確保されること。
- (3) 株式会社ぎょうせいは、昭和32年の初版例規集発行から例規集を整備しており、本市における法制上の取扱いを熟知していること。

7 問合せ先

課 名： 総務部総務課

内 線： 2057

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 看委25-1
- 2 案件名 市立看護専門学校清掃業務等委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～
令和10年(2028年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 箕面市船場東2丁目4番56号
社名： 日本空調サービス(株)
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本校は、宝塚市立病院と隣接しており、本校の各種警報を受信する警報盤や防犯機器スイッチが市立病院施設(中央監視室、保安室)内にあることから、緊急対応を含め市立病院施設と一体的に管理していることから、市立病院の施設総合管理業務受託業者は、本校の当該施設、設備も熟知しており、同業者と契約することで、人員、経費ともに効率的、効果的に管理運営することができます。
このため、市立病院の施設総合管理業務を受託している上記業者と契約を行うものです。なお、委託期間は、市立病院と同様、3年長期継続契約とします。
- 7 問い合わせ先
課名： 看護専門学校 内線： 8077

特名随意契約の理由書

1. 案件名 人事給与システムライセンス追加契約
2. 案件場所 宝塚市東洋町地内
3. 契約期間 契約日 ～ 令和8年(2026年)3月31日まで
履行期間 令和7年(2025年)4月1日 から 令和8年(2026年)3月31日
4. 契約相手方 住所:東京都渋谷区代々木1-22-1
社名:ジャパンシステム株式会社
5. 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
令和4年度から稼働している人事給与システムの利用ライセンスのうち、委員報酬者のライセンスについては、選挙の有無等により年度によって大きく変動することが見込まれます。そのため、年度ごとに必要と見込まれるライセンス数を試算し契約を行うことで、システム利用期間内のライセンス利用料を安価に抑えられる可能性があることから、単年度ごとに契約を行うものです。新人事給与システム本体の契約相手方であるジャパンシステム以外に当該ライセンス追加の契約を行うことはできないため、上記事業者と特名随意契約を締結します。
6. 問合わせ先 課名 : 給与労務課 内線:2078

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 9 4
- 2 案件名 宝塚市統合運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件の対象となるのは、情報システム、サーバ統合化基盤システム及び共通基盤システムです。

情報システムは、本市のネットワークを構成するサーバ・パソコン・ネットワーク機器であり、その運用にあたっては、既存機器の仕様や本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成に精通していることが求められます。

サーバ統合化基盤システム、共通基盤システムは、それぞれ仮想化技術によってサーバ台数の削減を図る基盤と各課業務システムが共通利用するデータを取りまとめて連携するための基盤であり、運用にあたっては、情報システムの機能の利用を前提としているため、情報システムの構成・運用に精通していることが必須条件となります。

上記事業者は、各システムの構築業者であるとともに、セキュリティ強化のため、度重なる本市のネットワーク構成見直し作業を実施した実績があります。そのため、前述の要件を満たす唯一の事業者であり、かつ障害発生時の迅速な対応が可能であることから、同事業者を随意契約の相手方とします。

- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4706

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 4
- 2 案件名 第 5 次 LGWAN 接続環境構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和 7 年 (2 0 2 5 年) 7 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
当該契約で設定変更等を行うファイアウォール、スイッチ等の機器及び庁内ネットワークについては、上記契約相手方が運用、保守を行っています。そのため、他事業者が設定変更等を行うことはできません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4 7 0 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 8
- 2 案件名 自治体情報システム標準化共通機能運用保守委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月 1日～
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル
社名 株式会社日立システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務の委託対象となるのは、ガバメントクラウド上の共通機能(①運用管理アカウント、②庁内データ連携機能等)の運用です。

①運用管理アカウントは、本市の庁内ネットワークとガバメントクラウドを接続し、運用管理アカウントを通じて、各業務システムに接続する環境です。ガバメントクラウド上の本市のネットワーク構成及び運用に精通していることが必要です。

②庁内データ連携機能等は、各業務システムがオブジェクトストレージを通じて連携をする環境であり、ガバメントクラウド上にある情報システムの構成・運用に精通する必要があります。

上記事業者は、各環境の構築事業者であり、セキュリティ対策のため、ガバメントクラウド上の構成見直し作業を実施してきました。そのため、本市のガバメントクラウド上のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通しており、各システムの安定接続の維持や、万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能であることから、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4703

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 9
- 2 案件名 ガバメントクラウド接続回線使用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル
社名 株式会社日立システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約は令和6年度契約「【K4-184】自治体情報システム標準化共通機能導入業務委託(ガバメントクラウド接続回線)」で上記相手方から導入した回線を使用するために必要な使用契約であり、上記相手方以外では提供を受けることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4703

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4-20
- 2 案件名 ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等保守委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約は令和4年度契約「【K4-13】ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の構築業務委託」で上記相手方から導入したぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の保守に係る契約です。当該システムを、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、構築事業者として当該システムの仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4702・4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9
- 2 案件名 申請管理システムライセンス使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約は令和4年度契約「【K4-13】ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の構築業務委託」で上記相手方から導入した申請管理システムの使用に係る契約です。構築事業者である上記相手方以外では当該システムの提供を受けることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課
内線：4702

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 7
- 2 案件名 住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2 0 2 5 年) 4 月 1 日 ~
令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 兵庫県豊岡市桜町 10-11
社名 C A M E L 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
当該契約は令和 4 年度に「【K4-16】住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム導入に関する契約」で上記相手方から導入した住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステムの使用に係る契約です。上記相手方以外では当該システムの提供を受けることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課
内線：4702

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 6
- 2 案件名 行政情報サービス i J AMP 使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和8年(2026)3月31日
- 5 契約相手方
住所 東京都中央区銀座5丁目15番8号
社名 株式会社時事通信社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)
庁内のパソコンから、最新の国の施策や補助金、他自治体の事例など、業務に活用できる質の高い情報を各部署が効率的に収集でき、LGWAN経由の配信が可能な行政情報サービスは「i J AMP (官庁速報)」のみであり、当該サービスは上記相手方のみが取り扱っているため。
7. 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4705

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 4 1
- 2 案件名 LoGo チャットサービス利用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区伊藤町121
社名 株式会社システムリサーチ

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

市内のパソコンを利用し、LGWAN環境及びインターネット環境の両方で利用でき、職員間および全国の多数の自治体と効率的な情報共有を行うことができる自治体用ビジネスチャットツールは「LoGoチャット」のみである。また、兵庫県が事務局を務める兵庫県電子自治体推進協議会にて、令和5年度から県下自治体で「LoGoチャット」を共同調達することとなっており、当該サービスを販売できるのは、サービス提供会社である株式会社トラストバンクから指定されている上記業者のみであるため。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：4705

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 2 0 0
- 2 案件名 運用管理アカウント VPC 接続業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日～
令和7年(2025年)9月30日
- 5 契約相手方
住所 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル
社名 株式会社日立システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該契約で作業を行う運用管理アカウントについては、上記契約相手方が構築事業者かつ保守運用をおこなう環境であるため、他の事業者による作業ができません。

以上の理由より、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結をおこないます。

- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4703

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—76
- 2 案件名 セクシュアルマイノリティ電話相談業務
- 3 案件場所 兵庫県宝塚市中野町4-1-1
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1-1
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

セクシュアルマイノリティ電話相談では、性自認や性的指向など性に関する悩みをはじめ、それに付随する人間関係や職場についてなど幅広い相談を受けています。相談者に年齢制限はなく、当事者本人、家族、友人、教員など誰でも相談できるようにしています。

セクシュアルマイノリティの相談は、長い期間をかけて信頼関係を築きながら相談に対応する必要性があり、本市のセクシュアルマイノリティ電話相談業務も開始から受託し、相談者の方との信頼関係が築かれている当該団体と契約するものです。

7. 問合わせ先

課名：人権平和・男女共同参画課 内線：2467

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃－8
- 2 案件名 宝塚市共用車両（普通貨物自動車）賃貸借（再リース）及び保守契約
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 賃貸借期間 令和7年（2025年）4月 1日
～ 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市淀川区宮原4丁目5番36号
社名：池田泉州オートリース株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項該当 ただし書 該当

(指定理由)
当該賃貸借物件は、当市が平成19年5月1日から令和7年3月31日まで賃貸借しているものであるが、車両の不具合や損傷が無く、引き続き賃貸借を行うことが合理的であると判断したため、上記相手方と契約する。
7. 問合わせ先
課名：道路管理課 内線：2276

特名随意契約の理由書

1 案件番号 車賃－1

2 案件名 宝塚市共用車両貸借（再リース）及び保守契約

3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内

4 貸借期間 令和7年（2025年）4月 1日
～ 令和8年（2026年）3月31日

5 契約相手方

住所：大阪府中央区本町3丁目5番7号
社名：日本カーソリューションズ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項該当 ただし書 該当

(指定理由)

当該貸借物件は、本市が平成26年9月1日から令和7年3月31日まで貸借しているものであるが、車両の不具合や損傷がなく、引き続き貸借を行うことが合理的であると判断したため、貸主である上記相手方と契約する。

7. 問合わせ先

課名：道路管理課

内線：2276

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF 3 - 1 7
- 2 案件名 市道 3 4 2 0 号線エレベータ及びエスカレータ保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 栄町 2 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日 ~ 令和 1 0 年 (2028 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 : 神戸市中央区加納町 4 - 2 - 1
社名 : 東芝エレベータ (株) 兵庫支店

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 第 1 項ただし書該当

(指定理由)

本委託業務については、エレベータの保守点検を目的とした業務を一括発注することにより、効率的で、経済的な業務執行が図れるものであるが、エレベータは、製造メーカーにより制御、仕様が異なり、独自の部品等によって構成され、製造されていることから、エレベータの構造や機能を熟知している業者以外では期待する効果、成果が上がらない物である。

当該エレベータは、「東芝エレベータ(株)製」であることから、エレベータの構造仕様を熟知し随意契約することで、

- ・補修時の部品調達が容易である。
- ・補修及び部品交換費用が安価となり、コスト縮減が図れる。
- ・事故等による緊急時に迅速な対応が図れる等。

本委託業務の目的が達成されることから上記の業者と契約します。

7 問合わせ先

課名 : 道路管理課
連絡先 : 0797-77-2094

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF 3 - 7
- 2 案件名 仁川駅東西連絡通路保守点検・監視業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 仁川北3丁目 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和10年(2028年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
社名： 株式会社日立ビルシステム

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書該当

(指定理由)

本委託業務については、エスカレータの保守点検・管理業務に加えて地下通路内の歩行者の安全確保とエスカレータ等の機械監視を目的とした監視業務を含めて一括発注することにより、効率的で、経済的な業務執行が図れるものであるが、エスカレータは、製造メーカーにより制御、仕様が異なり、独自の部品等によって構成され、製造されていることから、エスカレータの構造や機能を熟知している業者以外では期待する効果、成果が上がらない物である。

本通路内のエスカレータは、「日立製」であることから、エスカレータの構造、仕様を熟知している製造メーカー傘下のメンテナンス会社である「日立ビルシステム」と随意契約することで、下記の理由により、本委託業務の目的が達成されるものです。

- ・補修時の部品調達が容易である。
- ・補修及び部品交換費用が安価となり、コスト削減が図れる。
- ・事故等による緊急時に迅速な対応が図れる。

7 問合わせ先

課名 : 道路管理課
連絡先 : 0797-77-2094

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K F 3 - 1
- 2 案件名 市道 3420 号線エレベータ及びエスカレータ運転監視業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 栄町 2 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日 ～ 令和 1 0 年（2028 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
 住所： 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号
 社名： ソリオ宝塚都市開発(株)
- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条 第 1 項ただし書該当

 (指定理由)
 当該委託は、宝塚駅前再開発事業に関連して再開発建物（ソリオ）と一体的に整備された公共施設の保守管理として、昇降施設の保安監視業務を委託するものであり、上記の昇降施設等における保安監視システムが、ソリオ宝塚都市開発が管理業務を行なうソリオ内に設置された保安監視室と一体となっていることから、上記業者のみが保安監視業務を行うことができるため。
- 7 問合わせ先
 課名 : 道路管理課
 連絡先 : 0797-77-2094

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K F 3 - 4
- 2 案件名 長尾山トンネル自家用電気工作物保安業務（電気主任技術者）委託
- 3 案件場所 宝塚市 切畑字長尾山 地内
- 4 契約期間 令和 7（2025 年）年 4 月 1 日 ～ 令和 8（2026 年）年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
 住所： 西宮市伏原町 6 - 3 0
 社名： 一般財団法人 関西電気保安協会
- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条 第 1 項ただし書き該当

 (指定理由)
 当該業務は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の保安管理に必要な有資格者（電気主任技術者）を同法第 4 3 条第 2 項による外部委託によって受配電施設の保安管理を行うものである。
 当該業者は、上記規定による電気の保安体制の確立と運用を円滑にするための機関として設立された法人であり、当該契約の目的、内容に照らして、当該業務に相応する資力、信用、技術、経験を有する当該業者でのみ施工可能な内容となっていることから、上記業者との契約をするものです。
- 7 問合わせ先
 課名 : 道路管理課
 連絡先 : 0797-77-2094

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K F 3 - 3
- 2 案件名 昇降・通路施設管理清掃業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 逆瀬川2丁目外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和9年(2027年)3月31日
- 5 契約相手方
 住所: 大阪府中央区難波二丁目2番3号
 社名: ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体
 代表構成団体
 大阪府阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
 ミディ総合管理株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書該当

(指定理由)

本業務は、宝塚市が管理するエレベーターの運転に関する異常の有無及び利用者の安全を昼夜管理する業務であり、モニターは市立自転車等駐車場管理業務事務室内に設置されていることから、常時第三者が立ち入ることは駐車場の管理業務上において著しく支障となり、本事業者以外が業務を行うことは困難です。

そのため、上記の契約相手方が既に市立自転車等駐車場の指定管理者として決定されていることから、本業務の委託先として上記の契約相手方を選定するものです。

7 問合わせ先

課名 : 道路管理課
連絡先 : 0797-77-2094

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 物品売買（花壇花苗）
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北1丁目 地内
安倉フラワーガーデン内
- 4 契約期間 契約日から
令和7年（2025年）5月29日まで
- 5 契約相手方
住所：宝塚市山本東2丁目2番1号
社名：宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当（宝塚市契約規則
第20条第1項ただし書該当）

(指定理由) 本件は、市内一円にある地域緑化モデル地区指定団体が管理する公共花壇に配布する花苗として一括購入するものです。本市の公共花壇の管理については、半年間まちを彩り続ける良質な花苗を安定的に供給することが求められていると共に、この事業を通じて、本市の地場産業の育成及び園芸技術の向上を図る必要があります。
当該業者は宝塚市と3地区の専門業者が植木産業の振興と地域活性化を目的として設立された業者であり、花卉園芸に卓越した技術力・経験を有し、花苗販売のみではなく、市内のボランティア団体、企業、学校等に講習会の実施など積極的に園芸技術の普及に努めており、市民の園芸技術向上にも大きく寄与しています。
よって、市内の緑化団体へ配布する良質な花苗の安定供給を図ることができると共に、花苗を通じて花壇づくりの学習支援や緑化啓発事業の普及促進による市内緑化団体の育成、園芸技術の向上、市民緑化意識の醸成を図ることができることから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定により当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先 宝塚市 公園河川課（内線 2048）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 G 1 - 1
- 2 案件名 宝塚市雨量情報収集システム運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2 0 2 5 年) 4 月 1 日 から
令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
住所：東京都目黒区中央町一丁目 5 番 1 2 号
社名：A N E O S 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件については、令和 5 年度 P 3 - 4 0 宝塚市雨量情報収集システム更新業務委託において整備されたシステムが正常に稼働するように、関連機器装置の運用管理や、本システム運用の際に係るデータセンター (クラウド) 利用料および携帯回線データ通信料について契約するものです。
本システムについては、上記業務において A N E O S 株式会社が構築したシステムであり、同社しか維持管理を行えないことから、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：公園河川課 内線：2 2 8 5

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 ひょうご防災ネット（宝塚市安心メール）の使用

3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内

4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
社名： 株式会社ラジオ関西

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

ひょうご防災ネットは、兵庫県が株式会社ラジオ関西に依頼して開発したシステムであり、県下市町が株式会社ラジオ関西に使用料を支払うことにより開発費を抑えつつ同じプラットフォームでメール配信ができる仕組みである。このシステムを提供できるのは当該事業者のみであるため、同者を特名随意契約の相手方とする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 宝塚市防災行政無線
スマートフォンアプリ「コスモキャスト」サービス利用契約

3 案件場所 宝塚市東洋町1-1 地内

4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から
令和8年(2026年)3月31日まで

5 契約相手方

住所： 大分県別府市大字野田807番地の3
社名： 株式会社サークル・ワン

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本サービスは防災行政無線と連携して、市民が保有するスマートフォンを通じて、一斉もしくは登録地域ごとに避難の呼び掛けや緊急連絡を可能とするものであり、防災行政無線の放送が聞こえにくい屋内や山間部への災害情報伝達を目的としている。

本サービスは株式会社サークル・ワンが開発し特許を取得している装置を通じて起動させるため、同社以外の業者で構築することができない。

以上の理由から、株式会社サークル・ワンとサービス利用契約することとする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委—1
- 2 案件名 宝塚市災害情報システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年) 4月 1日 ~
令和8年(2026年) 3月31日

5 契約相手方

住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11
社名：アジア航測株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件において、上記契約相手方は、宝塚市災害情報システム機器調達に際し、令和2年(2020年)2月12日～3月25日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)6月26日の議決をもって「防災情報システム機器」の調達を行った事業者である。また、「防災情報システム機器(機能拡張用端末)」についても、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行っている。本業務は、令和3年4月より運用を開始している同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委—2
- 2 案件名 宝塚市被災者支援システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年) 4月 1日 ~
令和8年(2026年) 3月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11
社名：アジア航測株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件において、上記契約相手方は、宝塚市被災者支援システム機器調達に際し、令和2年(2020年)8月24日～10月27日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行った事業者である。本業務は、令和3年4月より運用を開始した同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－3
- 2 案件名 宝塚市MCA防災行政無線システム保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8
社名： 西菱電機株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MCA防災行政無線に関わる保守点検業務である。MCA防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる他社が対応（保守管理）することが出来ない。
以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築した上記業者を指定して契約する。
- 7 問合わせ先
課名：総合防災課 内線：4811

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 2 - 1
- 2 案件名 公営住宅システム簡易改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：東京都江東区新木場一丁目 1 8 番 7 号
社名：NECソリューションイノベータ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は現行の公営住宅システムの機能のオプションを追加し、業務効率を向上させることを目的としており、上記契約相手方は、ソフトウェアの開発元で同システムを設計、構築した事業者であることから、著作権等の権利関係のため、ほかに受託できる事業者がないため。
- 7 問合わせ先
課名： 住まいづくり推進課 内線：2377

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 7 - 1
- 2 案件名 違反広告物簡易除却・回収作業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円
- 4 契約期間 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日 ~
令和 8 年 (2026 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所: 宝塚市小浜 2 丁目 1 番 1 号
社名: 公益社団法人 宝塚市シルバー人材センター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 3 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書き該当
(指定理由)
① 本委託業務の内容は現在契約している (委託番号 T 7 - 1 違反広告物簡易除却・回収作業業務委託) と同じであり、実態として長年にわたり見積合わせにおける価格が安く他社と競争となっていない。
② 本委託業務は過去 2 6 年間当該団体に委託されており、簡易除却作業及び回収の経験を熟知している。
- 7 問合わせ先
課名 都市計画課 内線 2393

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T7-3
- 2 案件名 都市計画支援システム保守管理等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 尼崎市西長洲町1-1-15
社名： 国際航業株式会社兵庫支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第 1項ただし書き該当

(指定理由)
本保守サービスを受ける都市計画支援システムは、令和元年度事業である都市計画基本図更新等業務委託で整備したもので、市が保有している都市計画の地形図及び都市計画情報の閲覧、検索、印刷、修正及び加工が可能なシステムで、都市計画業務の効率化・合理化を図るための都市計画業務支援システムと来庁者が利用できる窓口支援システムからなるものであります。
都市計画基本図更新等業務委託の受託者である国際航業株式会社が、本市の使用形態に対応できるよう仕様に変更を加えて納入しており、そのシステムにも国際航業株式会社の著作権が及びます。
以上のことから、当該システムの保守等メンテナンスを行える者は、これを構築した国際航業株式会社だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。
- 7 問合わせ先
課名：都市計画課 内線：2393

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 1 - 1
- 2 案件名 営繕積算システムR I B C 2 賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2 0 2 5 年) 4 月 1 日 ~
令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：東京都港区西新橋 3 - 2 5 - 3 3
社名：一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
「営繕積算システムR I B C 2」は、公共建築工事の積算業務の合理化・省力化を図るため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(旧建設省、都道府県及び政令指定都市で構成)にて開発された「営繕積算システムR I B C」の後継システムである。同システムは上記相手方が開発したものであり、賃貸借及びサポートについても上記相手方のみが行っているため、随意契約を締結するものである。
7. 問合わせ先
課名：建築営繕課 内線：2 3 8 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福一1
- 2 案件名 生活支援コーディネーター事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市安倉西2-1-1
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当事業について国が示すガイドラインにおいては、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できることが望ましいとされている。

上記社会福祉法人は、日常生活圏域である地区・ブロック、小学校区、自治会圏域など、全市域において重層的にコミュニティづくりに取り組んでいる唯一の団体であり、市地域福祉計画（第3期）においても当該法人をその担い手として位置付けており、地域のさまざまな団体、社会資源と多くのネットワークを有している。宝塚市全域でこれらのコーディネートを行うことができる団体は外にない。

上記の理由により、平成27年度の事業開始から当該法人が当事業を受託しており、平成28年度に既存協議体を市域全体の協議体（介護保険制度における第1層協議体）に位置づけ、その運営を行ってきたほか、当該法人が運営する各地区センターとそこに配置するコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターとの連携により、全市域における地域ごとの協議体（同制度における第2層協議体）の立ち上げや運営支援を行っている。

また、市民のサロン等の居場所情報の一元化や見える化を進めるとともに、住民コーディネーター等の地域人材の養成や、専門職向けの地域福祉研修を行うほか、令和5年度以降、クールシェアスポットの取組を通じ、民間企業等との協働体制を構築するためのプロジェクトを進めるなど、当該法人の持つコーディネート機能が十分に活かされてきたことから、地域人材と専門職とのネットワーク形成が着実に進んでいる。

よって、当事業を最も円滑に実施できると判断される上記の法人へ委託を行うこととする。

- 7 問合わせ先
課名：地域福祉課 内線：2567

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－ 3
- 2 案件名 宝塚市緊急通報体制整備業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月 1日 から
令和8年(2026年)3月31日 まで
- 5 契約相手方
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
宝塚市緊急通報システム事業は、緊急通報装置を利用者対象者宅に設置し、緊急時の対応を行うと同時に、民生委員や福祉協力員等による地域の見守り体制を確立しようとするものであるため、本業務の契約相手先としては、従前から地域福祉に貢献し、民生委員とのつながりも深い上記業者しかない。
- 7 問合わせ先
担当・高齢福祉課 内線： 2153

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－5
- 2 案件名 宝塚市シルバーハウジング等生活援助員派遣事業委託
- 3 案件場所 宝塚市泉町外 7カ所地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市小浜4－5－6
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
平成8年に市内で最初のシルバーハウジングが池ノ島第2住宅内に設置され、その住宅内に合築された市立デイサービスセンターの運営は上記事業者が受託し、現在も引き続き運営を担っている。
シルバーハウジング各戸内に設置されている緊急通報装置の中央監視盤がデイサービス内にあることから、当該事業を最も効果的に実施するには同建物内で事業運営を行う上記事業者に委託することが効率的であり、また、上記事業者はシルバーハウジング設置当初より当該事業を受託し今日に至るまで円滑に実施されているため、当該事業の受託団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先
課名：高齢福祉課 内線：2164

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－6
- 2 案件名 ミニデイサービス等支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市安倉西2－1－1
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
上記事業者は、地域福祉活動の推進と、福祉コミュニティづくりを担う団体であり、地域のボランティア活動の支援に関するノウハウと経験を有し、ミニデイサービスの支援と併せてふれあいいきいきサロンの運営支援を行っている。同事業を実施できる団体は他にないことから、令和7年度においても上記事業者へ委託することとする。
- 7 問合わせ先
課名：高齢福祉課 内線：2164

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 ①小林地域包括支援センター運営業務委託 (健高-21)
 ②逆瀬川地域包括支援センター運営業務委託 (健高-22)
 ③御殿山地域包括支援センター運営業務委託 (健高-23)
 ④小浜地域包括支援センター運営業務委託 (健高-24)
 ⑤長尾地域包括支援センター運営業務委託 (健高-25)
 ⑥花屋敷地域包括支援センター運営業務委託 (健高-26)
 ⑦西谷地域包括支援センター運営業務委託 (健高-27)
- 2 案件場所 宝塚市市内一円
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日~令和8年(2026年)3月31日
- 4 契約相手方
 - (1) (健高-21)
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
 - (2) (健高-22・26)
住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団
 - (3) (健高-23・24)
住所：宝塚市小浜4丁目5番6号
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
 - (4) (健高-25)
住所：豊中市寺内1丁目1番10号
社名：社会福祉法人 愛和会
 - (5) (健高-27)
住所：宝塚市大原野南穴虫1番地の253
社名：社会福祉法人 宝成会
- 5 指定理由
(根拠) 介護保険法第115条の46及び第115条の47
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書

(指定理由)
地域包括支援センターの運営に関する業務は、介護保険法施行規則第140条の67第1項の規定により、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施する法人に委託することができるとされ、上記の委託先法人については、その規定を満たしているものである。
また、介護保険法では、当事業の運営を委託する場合、委託先法人について、市が設置する「地域包括支援センター運営協議会」の意見聴取を経て決定することとされており、前年度に引き続き各法人に委託することについては、当該協議会からも異議はないものである。
- 6 問合わせ先
課名：高齢福祉課 内線：2166

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 「いきいきガイドブック」の印刷製本
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 契約締結の日 ～ 令和7年4月28日

- 4 契約相手方
住所：東京都文京区本駒込2丁目29番22号
社名：(株)東京法規出版

- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
(株)東京法規出版は健康・福祉に関する出版物が多く、介護保険制度や宝塚市独自サービスについて、高齢者にわかりやすいレイアウトと説明になっています。
現行冊子のページレイアウト等の著作権を有する唯一の業者である上記業者と特名随意契約を結ぶものです。

- 6 問合わせ先
課名：高齢福祉課 内線：2538

特名随意契約の理由書

- 1 案件名
 - ・介護保険料決定通知書等印字業務委託（月次）
 - ・介護保険料決定通知書等封入封緘業務委託（月次）

- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内

- 3 契約期間 契約日 ～ 令和8年（2026年） 6月30日（火）

- 4 契約相手方
 - 住所：西宮市津門稻荷町11番12号
 - 社名：塚田印刷株式会社

- 5 指定理由
(根拠)
 - 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

 - 宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

(指定理由)

印字に係る業務は、帳票印刷業者と同一業者でなければ印字位置がずれる可能性がある。また、印字から封入封緘まで期間が限られ、一貫した機械での作業が効率的であるため、封入封緘業務についても、帳票印刷業者である上記相手方と契約を行う。

- 6 問合わせ先
 - 課名： 介護保険課
 - 内線： 2157

特名随意契約の理由書

- 1 案件名
 - ・介護保険料決定通知書印字業務委託（年次）
 - ・介護保険料決定通知書封入封緘業務委託（年次）

- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内

- 3 契約期間 契約日 ～ 令和7年（2025年） 7月11日（金）

- 4 契約相手方
 - 住所：西宮市津門稻荷町11番12号
 - 社名：塚田印刷株式会社

- 5 指定理由
(根拠)
 - 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

 - 宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

(指定理由)

印字に係る業務は、帳票印刷業者と同一業者でなければ印字位置がずれる可能性がある。また、印字から封入封緘まで期間が限られ、一貫した機械での作業が効率的であるため、封入封緘業務についても、帳票印刷業者である上記相手方と契約を行う。

- 6 問合わせ先
 - 課名： 介護保険課
 - 内線： 2157

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2181号
- 2 案件名 高齢者生活機能評価等業務委託（運動機能向上型）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日 から
令和8年（2026年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4-5-6
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1号ただし書該当

（指定理由）

本件委託業務は、介護保険法第115条の45第1項第1号に定める介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス類型の一つとして、宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第3条に定める訪問型サービスC事業を実施する業務である。訪問型サービスC事業は、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に定める基準に従って、リハビリテーション専門職（以下、専門職という。）がサービス利用者の自宅を訪問し、生活機能や生活環境を評価した上で、介護予防に向けた改善の提案や助言を行うものであることから、本件委託業務を受託するためには、①介護保険法施行規則の基準を遵守すること、②市内に専門職を派遣することができること、③介護予防に対する理解と経験が十分であること、の要件を満たす必要がある。

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社は、総合事業の訪問型サービスを既に実施しており、基準を遵守することが可能である。また、市内に専門職を派遣することができる法人は、多数の専門職を雇用している病院又は介護老人保健施設等に限られる中、同法人は、介護老人保健施設を運営し、多数の専門職を雇用していることから、専門職の派遣についても可能である。さらに、本市との協定に基づき、本市の介護予防の取組の一つであるいきいき百歳体操へ専門職を派遣するなど、本市の目指す介護予防に対する理解と経験が十分である。

したがって、契約の目的及び性質に照らして、上記要件を満たす同法人を相手方と特定して契約を締結する。

7 問い合わせ先

課名：介護保険課 内線：2151

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2086号
- 2 案件名 新規申請に係る要介護認定調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4-5-6
社名：一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由
(根拠)

介護保険法	第24条の2第1項第2号、同法第27条第2項該当
地方自治法施行令	第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則	第20条第1項ただし書該当

介護保険法第27条第2項の規定により、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村が行うこととし、例外として、同法第24条の2第1項で指定市町村事務受託法人(以下、「事務受託法人」)に委託できると規定されている。本市では認定調査を行う専門的な知識を有する職員が配置されていないため、介護保険制度創設当初から事務受託法人による調査を行っている。

事務受託法人として兵庫県の指定を受けているのは、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会(神戸市)・社会福祉法人小野市社会福祉協議会(小野市)・公益財団法人加古川総合保健センター(加古川市)・一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社(宝塚市)・株式会社アール・ツーエス(西宮市)であり、市内では一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社のみである。

近隣市の事務受託法人である、こうべ市民福祉振興協会と株式会社アール・ツーエスは、神戸市および西宮市と当該調査の委託契約を締結しており、人員体制等により本市と契約することはできない。

契約相手方である宝塚市保健福祉サービス公社は、調査責任者および専任で認定調査に従事する介護支援専門員が配置され、日々の認定申請に早急に対応できる体制が確保できている。また、研修等で調査基準を熟知した調査員による正確・公平な調査が保障されている。よって、宝塚市契約規則第20条第1項ただし書に基づき上記契約相手方と特名随意契約とするものである。

7 問合わせ先

課名：介護保険課 内線：2511

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2087号-1~4
- 2 案件名 更新・区分変更申請に係る要介護認定調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日~令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所: 宝塚市小浜4-5-6 外
社名: 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社 (宝介保第2087号-1)
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 (宝介保第2087号-2)
社会福祉法人聖隷福祉事業団 (宝介保第2087号-3)
社会福祉法人宝成会 (宝介保第2087号-4)
- 6 指定理由
(根拠)
介護保険法 第28条第5項、同法第29条第2項該当
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(1) 市は、介護保険法第46条第1項に規定する市町村長が指定する居宅介護支援事業者等に、当該調査を同法第28条第5項に基づいて委託することができ、上記4事業者とも本要件に該当する。

(2) 平成11年(1999年)の介護保険制度準備期間から、本市における当該調査に関しては、限られた委託事業者の調査員に限定することで、公平な調査が行われている。また、調査対象者と契約している居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)による調査を避けることで本市の介護認定の適正化を図っているところである。

(3) (2)の理由により、上記4事業者のうち3事業者(宝塚市保健福祉サービス公社、宝塚市社会福祉協議会、聖隷福祉事業団)については、他の居宅介護支援事業者とは異なり、介護支援専門員との兼務ではなく、主に認定調査に従事する調査員と調査責任者が配置され、日々の認定申請に早急に対応できる体制が確保できている。社会福祉法人宝成会については、市内北部(西谷)地域という地理的な事情により、調査員は介護支援専門員との兼務ではあるが、調査対象者と契約している介護支援専門員による調査を避けるための人員体制を確保し、調査責任者を配置したうえで、平成12年(2000年)度から本業務を委託している。また、4事業者とも、研修等で調査基準を熟知した調査員による正確・公平な調査体制が保障されている。

以上の理由により、宝塚市契約規則第20条第1項ただし書に基づき上記契約相手方と特名随意契約とするものである。

- 7 問合わせ先
課名: 介護保険課 内線: 2520

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2088号
- 2 案件名 新規申請（他市依頼分）に係る要介護認定調査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市小浜4-5-6
社名： 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由 (根拠)

介護保険法	第24条の2第1項第2号、同法第27条第2項該当
地方自治法施行令	第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則	第20条第1項ただし書該当

介護保険法第27条第2項の規定により、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村が行うこととし、例外として、同法第24条の2第1項で指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」）に委託できると規定されている。本市では認定調査を行う専門的な知識を有する職員が配置されていないため、介護保険制度創設当初から事務受託法人による調査を行っている。

事務受託法人として兵庫県の指定を受けているのは、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（神戸市）・社会福祉法人小野市社会福祉協議会（小野市）・公益財団法人加古川総合保健センター（加古川市）・一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（宝塚市）・株式会社アール・ツーエス（西宮市）であり、市内では一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社のみである。

近隣市の事務受託法人である、こうべ市民福祉振興協会と株式会社アール・ツーエスは、神戸市および西宮市と当該調査の委託契約を締結しており、人員体制等により本市と契約することはできない。

契約相手方である宝塚市保健福祉サービス公社は、調査責任者および専任で認定調査に従事する介護支援専門員が配置され、日々の認定申請に早急に対応できる体制が確保できている。また、研修等で調査基準を熟知した調査員による正確・公平な調査が保障されている。よって、宝塚市契約規則第20条第1項ただし書に基づき上記契約相手方と特名随意契約とするものである。

7 問合わせ先

課名：介護保険課 内線：2520

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委 R7-1
- 2 案件名 胃部 X 線撮影装置保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目（市立健康センター）地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 12 年（2030 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市港区弁天 1-2-1 大阪ベイトワーオフィス 7F
社名：富士フイルムメディカル株式会社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

（指定理由）胃部 X 線撮影装置は、製造メーカーごとに構造等が異なり、専門性・特殊性が高いため、各メーカー又はメーカーの代理店が保守管理を行っています。
市立健康センターの胃部 X 線撮影装置は、富士フイルムメディカル株式会社製であり、本契約に重要な緊急時の迅速で効率的な対応ができるため、上記業者を契約相手方として指定するものです。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委 R7-2
- 2 案件名 胸部 X 線撮影装置保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目（市立健康センター）地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 12 年（2030 年）3 月 31 日

5 契約相手方

住所：兵庫県神戸市中央区磯上通 2 丁目 2-21
社名：キャノンメディカルシステムズ株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由) 胸部 X 線撮影装置は、製造メーカーごとに構造等が異なり、専門性・特殊性が高いため、各メーカー又はメーカーの代理店が保守管理を行っています。

市立健康センターの胸部 X 線撮影装置は、キャノンメディカルシステムズ株式会社製であり、本契約に重要な緊急時の迅速で効率的な対応ができるため、上記業者を契約相手方として指定するものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委R7-3
- 2 案件名 無散瞳眼底カメラ保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和11年(2029年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区大淀中1-1-30 梅田スカイビル タワーウエスト
社名： キヤノンメドテックサプライ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
無散瞳眼底カメラの機能はメーカーごとに異なり、そのメンテナンスは専門性・特殊性が高いため、各メーカー及び代理店しか保守できません。上記相手方は、市立健康センターが保有するキャノン製無散瞳眼底カメラの保守代理店であることから、同社を契約相手方として指定します。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－3
- 2 案件名 健康センタートイレ防臭衛生器具等賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から
令和8年(2026年)3月31日まで

- 5 契約相手方
住所：東京都千代田区九段南1丁目5番10号
社名：日本カルミック株式会社

- 6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

- (指定理由)

日本カルミック株式会社はトイレ衛生環境の維持・向上のための優れた製品を多く扱っており、それら製品には同社の特許が用いられています。

また、生理用品をボックスに手を触れることなく廃棄できる「サニッコフイット」は同社のみが取り扱っており、メンテナンスも同社の他に実施できる者はいません。

同社の機器が最も良好な衛生環境もたらすものと判断し、引き続き同社の製品を使用することとします。

- 7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 19
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市泉町4番38号
社名：産後ケアなないろ助産院

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和3年4月1日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

7 担当者

課名：健康推進課

内線：2868、2869

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－30
- 2 案件名 予防接種業務委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日

5 契約相手方

住所： 宝塚市小浜4丁目5番4号
社名： 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き

(指定理由)

予防接種は、疾病のまん延を予防するため接種の対象となる市民への情報周知が図られ、公平に接種の機会が与えられるよう措置を講じなければなりません。

宝塚市医師会は、市内の医師約350名を会員として構成される市内で唯一の医師による団体であり、医師と集合契約が可能であるので、同会と特名随意契約します。

7 問合わせ先

課名： 健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 令和7年度予防接種事業用医薬材料

3 案件場所 宝塚市予防接種実施医療機関

4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

5 契約相手方

(株)ケーエスケー	兵庫県尼崎市西昆陽2-15-4
(株)メディセオ	東京都中央区京橋3丁目1番1号
東邦薬品(株)	兵庫県西宮市東鳴尾浜町1丁目6-20
アルフレッサ(株)	兵庫県伊丹市野間北3丁目12番31号
(株)スズケン	兵庫県伊丹市高台1丁目4番地

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

定期予防接種で使用するワクチンは、ワクチンの総必要本数を確保することや、その供給について、感染症の流行状況や検定不合格など不確実な要素を抱えており、1者との契約では、万が一の場合に供給不足となるリスクが高まるおそれがあります。以上のことから、ワクチンを安定的に確保し、各医療機関に遅滞なく流通されるためには、1者のみではなく複数業者との契約が必要です。

医試薬品の取扱を第1希望とする者のうち、購入予定の予防接種ワクチンメーカーを主たる仕入先としている5者を契約相手として指定します。

7. 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－31
- 2 案件名 宝塚市第2次救急医療体制の整備に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円（宝塚市が指定した医療機関）
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市小浜4丁目5番4号
社名： 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当市では、休日・夜間における重症救急患者に対応するため、阪神北圏域当番制（輪番制）に参加し、救急医療の確保をしている。

当市の年間実質約230日に及ぶ当番日に救急医療を確保することは、複雑な調整等を要し、確実に効率的な輪番体制を整えることができるのは、各救急病院の業務を熟知する宝塚市医師会以外にない。

また、宝塚市医師会は、従来より市立休日応急診療所業務に携わっていることから、救急時においても組織的かつ迅速に対応し、信頼のおける業務の遂行を期待できる。

7 問合わせ

課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－39
- 2 案件名 母子保健健康診査事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4丁目5番4号
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書

(指定理由)

4か月児健康診査事業、10か月児健康診査事業、1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業は母子保健法第12条及び第13条の規定に基づき実施し、健診項目として医師による診察が定められています。当事業の実施にあたっては、医師の出務調整、連絡業務等が必要であり、組織として連携のとれる体制が求められます。

また、健康診査後の事後指導を適切に行うためには、市民に身近な場所においてサービスが提供される必要があり、市内全域の医療機関が加入する宝塚市医師会に委託することにより、円滑かつ効率的な推進が図れると考えます。

さらに、宝塚市医師会は、長期にわたり市民の医療・健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあるため特名随意契約を行うものです。

7 担当

課名：健康推進課

内線： 2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４１
- 2 案件名 母子保健歯科健康診査業事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月１日～
令和８年（２０２６年）３月３１日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由 （根拠）
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当
(指定理由)

妊婦歯科健診事業、１歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業は母子保健法第１０条及び第１２条に規定されており、歯科健康診査は、健康診査の実施項目となっています。当事業の実施にあたっては、歯科医師の出務調整、連絡業務等が必要であり、組織として連携のとれる体制が求められます。

また、健康診査後の事後指導を適切に行うためには、市民に身近な場所においてサービスが提供される必要があり、市内全域の医療機関が加入する宝塚市歯科医師会に委託することにより、円滑かつ効率的な推進が図れると考えます。

さらに、宝塚市歯科医師会は、長期にわたり市民の歯科診療や歯科保健思想の普及に努め、歯科保健の向上に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあるため、特名随意契約を行うものです。

- 7 担当者

課名：健康推進課

内線：２８６８

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 42 の 1、及び健推委 - 42 の 2
- 2 案件名 産前・産後サポート事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目外地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
 - (1) 住所：宝塚市川面 3 丁目 2 3 番 1 2 号
社名：医療法人社団大門医院
 - (2) 住所：宝塚市伊子志 3 丁目 1 0 番 1 2 号
社名：宝塚市助産師会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

産前・産後サポート事業は、助産師等の専門職による専門相談と子育て経験者による一般相談の両方を実施することとしており、事業の実施にあたり、妊娠・出産・産後の子育てと母子の健康に関する専門的な知識、市の母子保健サービスの現状の十分な理解、必要な時には、市や産科医療機関と連携して支援することが必要です。

このような事業を実施できるのは、現在のところ、上記の 2 者であるため、当該 2 者とそれぞれに特名随意契約を行うこととします。

7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４７
- 2 案件名 宝塚市立休日応急診療所業務委託契約（医師会）
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目 地内
- 4 契約期間 令和７年(2025年)４月１日 ～ 令和８年(2026年)３月３１日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市小浜４丁目５番４号
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則第２０条第１項ただし書該当

(指定理由)
当該委託業務は、年間７２日にわたる日曜日・祝日・年末年始の出務医師の調整、連絡、診療所の円滑な運営や課題の検討を図るための運営協議会の開催、レセプトの点検等、宝塚市医師会の協力ならびに連携なくしては実施困難な業務である。宝塚市医師会は、市内全域をカバーする団体であり、各種の専門分野の医師が会員として参加し、市民の日々の医療にかかわっており、市民の信頼性も高く、また、本業務開始以来継続して協力を得て、連携体制も充実しているため、指定するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 健康推進課 内線： ２８６８

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４８
- 2 案件名 宝塚市立休日応急診療所業務委託契約（薬剤師会）
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和７年(2025年)４月１日 ～ 令和８年(2026年)３月３１日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市伊子志３丁目８－２０馬殿第１ビル２０１
社名：一般社団法人 宝塚市薬剤師会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則第２０条第１項ただし書該当

(指定理由)
当該委託業務は、年間７２日にわたる日曜日・祝日・年末年始の出務薬剤師の調整、連絡、調剤業務の周知徹底を図る等、宝塚市薬剤師会の協力ならびに連携なくしては実施困難な業務である。
一般社団法人宝塚市薬剤師会は、市内全域をカバーする唯一の団体であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、また、本業務開始以来継続して協力を得て連携体制も充実しており、他に本業務を受託可能な者はないため指定するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 健康推進課 内線： ２８６８

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４９
- 2 案件名 宝塚市休日歯科応急診療事業委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）
３月３１日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、年間７２日間にわたり日曜日や祝日、年末年始など歯科医療機関の休日に発症する歯科疾患の応急処置をするものであり、業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。そのため、資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となることはいうまでもありません。

上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、診療機関としての管理能力に優れており、医療情報に関する連携体制も充実していることから、他機関では実施のできない業務であるため指定するものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：２８６８

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－50
- 2 案件名 宝塚市障害者及び障害児歯科診療事業委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）
3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、障害者及び障害児に対して歯科治療行為や歯科診療に対する保健指導を行うものであり、高度な専門性が求められます。一部大学病院等でこれらの治療は行われておりますが、数が限られていることや受入数の問題を考慮しますとこれら機関に委託することは事実上不可能と考えます。

本業務において、中心的な役割を担っている歯科医師は、本市が直接雇用しておりますが、そのサポートを行う多数の歯科医師の派遣が必要であり、上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、専門性に優れた歯科医師を数多く有しており、年間51日にも及ぶ事業完遂のため歯科医師を派遣することが可能な唯一の機関です。

また、障害（がい）者（児）歯科診療のスキルアップを目的とした研修にもノウハウを有しており、他機関では実施できない能力を有していること、実績も過去の本市業務委託のとおりであることから指定するものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－51
- 2 案件名 宝塚市高齢者歯科保健推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、歯科診療所への通院が困難で、かかりつけ歯科医を持たない等の理由により、歯科医療が受けられない状態にある高齢者に対し、訪問診療の対応可能な医療機関の紹介や担当歯科医の選定等の調整を図り、訪問による歯科治療や定期的な口腔ケアを実施することを目的としていることから、迅速かつ円滑な事業運営が求められるため、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となることはいうまでもありません。

一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、診療機関としての管理能力に優れており、医療情報に関する連携体制も充実していることから、他機関では実施のできない業務であるため指定するものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－５２
- 2 案件名 市民歯の無料健診と相談事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川１丁目地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで
- 5 契約相手方
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第 ２ 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、歯の無料健診と相談を行うことで市民の歯に関する衛生思想の普及を図ることを目的とした啓発活動であり、健診・相談に当たる歯科医師には臨床経験が豊かで学術的な人材が求められます。
上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、臨床経験が豊富で学術的な人材を多く抱えており、一定期間に多量の人材を派遣することも可能であり、実績も過去の事業実績が示すとおりです。
以上の理由から特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：２８６８

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－56
- 2 案件名 宝塚市歯周病検診業務委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

(指定理由)

歯周病検診業務は、市民の医療、健康に係わるニーズに対して、公平かつ安全で効率的なサービスの提供が求められており、その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性がある医療機関に委託することが条件となります。一般社団法人宝塚市歯科医師会は、市内全域をカバーする団体であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあり、医療情報に関する連携体制も充実しており、他に本業務を受託可能な者はないため指定するものです。

7 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案 件 名 兵庫県広域的予防接種における予防接種業務委託
- 2 案 件 場 所 兵庫県下の広域的予防接種参加医療機関
- 3 契 約 期 間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 4 契 約 相 手 方 住所： 神戸市中央区磯上通6丁目1-11
社名： 一般社団法人 兵庫県医師会
- 5 指 定 理 由
（根拠） 地方自治法施行令167条の2第1項第2号
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書
（指 定 理 由） 被接種者の接種機会の拡大とかかりつけ医による個別接種の推進を目的とした県の制度で、県下ほぼ全ての市町が参加している。宝塚市民が本制度を利用するには宝塚市と兵庫県医師会の間で契約を締結する必要があるため、特名随意契約を締結するものである。
- 6 問 い 合 わ せ 先 課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－73
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託
(令和7年6月向けデータ標準レイアウト改版に伴う副本連携機能改修)
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から
令和7年(2025年)6月30日 まで
- 5 契約相手方
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号
社名：株式会社両備システムズ

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

本件は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」に基づき情報連携を行う項目が令和7年6月より変更されることに伴い、本市が導入している健康管理システム『健康かるて』の機能改修業務を委託するものです。

本業務はシステム開発元であり著作権を保有する上記相手方でないに対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記相手方と特名随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 令和7年度予防接種事業用医薬材料

3 案件場所 宝塚市予防接種実施医療機関

4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

5 契約相手方

(株)ケーエスケー	兵庫県尼崎市西昆陽2-15-4
(株)メディセオ	東京都中央区京橋3丁目1番1号
東邦薬品(株)	兵庫県西宮市東鳴尾浜町1丁目6-20
アルフレッサ(株)	兵庫県伊丹市野間北3丁目12番31号
(株)スズケン	兵庫県伊丹市高台1丁目4番地

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

定期予防接種で使用するワクチンは、ワクチンの総必要本数を確保することや、その供給について、感染症の流行状況や検定不合格など不確実な要素を抱えており、1者との契約では、万が一の場合に供給不足となるリスクが高まるおそれがあります。以上のことから、ワクチンを安定的に確保し、各医療機関に遅滞なく流通されるためには、1者のみではなく複数業者との契約が必要です。

医試薬品の取扱を第1希望とする者のうち、購入予定の予防接種ワクチンメーカーを主たる仕入先としている5者を契約相手として指定します。

7. 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃－1

- 2 案件名 宝塚市障害（がい）福祉情報支援システム等賃貸借及び保守に関する契約（再リース）

- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日～
令和8年（2026年）3月31日

- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番8号
社名：FLCS株式会社 神戸支店

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は、令和7年（2025年）3月31日をもって期間満了となる障害（がい）福祉情報支援システム等賃貸借及び保守に関する契約の再リース契約です。
本契約においては、障害（がい）福祉事務処理及びプリンタ等のハードウェアを借り上げており、ソフトウェア、ハードウェア間の連携に優れ、システムの拡張性を考えたうえでも最適であるため、同機器の所有者である同事業者を随意契約の相手方とします。

- 7 問合わせ先 課名：障害（がい）福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－2
- 2 案件名 宝塚市ピアサポート事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号
社名：社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件の履行においては、自ら障害^{がい}や疾病の経験を持ち、その経験を生かしなが
ら、他の障害^{がい}や疾病のある発達障害^{がい}を含めた障害者及び障害児のための支援を行
うことができる体制が求められる。

上記法人は、ピアサポーターによる面談、ピアサポートサロンの実施、ピアサ
ポーターの養成やピアサポート活動のコーディネートを行うなどの実績がある。
さらに、ピアサポート事業に関する環境が整備できている業者は上記法人をおい
て他にないことから、随意契約の相手方とする。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課^{がい} 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 3
- 2 案件名 地域生活支援事業給付費請求審査システム賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から
令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：枚方市牧野本町2-1-12
社名：株式会社 PSB
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
対象物件は、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)の請求審査用のソフトウェアである。対象物件を使用することにより、正確かつ迅速に請求内容を審査することが可能となる。上記業者は、著作権者としてソフトウェアの仕様等を熟知しており、トラブル発生時の迅速な復旧が可能となり、当課の業務円滑な遂行が期待できることや、制度改正等にも柔軟に対応が可能である。
- 7 問合わせ先 課名：障^{がい}碍福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 5
- 2 案件名 障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 から
令和8年(2026年)3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：福岡県大野城市川久保3丁目1番23号
社名：株式会社 ニック
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
指定障害福祉サービス事業者が実施する障害福祉サービス等(地域生活支援事業含む。)と障害児支援にかかる指定障害福祉サービス事業者への支払業務は、国民健康保険連合会へ依頼しており、市においては二次審査を実施する必要がある。
株式会社ニックが開発したソフトウェアは、当該二次審査を支援するもので、国民健康保険連合会のデータを活用して請求審査を行うための機能を有しており、当該機能に特化したソフトウェアを所有する事業者は上記において他にないことから、随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 課名：障^{がい}碍福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

1 案件番号 障委一 8

2 案件名 宝塚市視覚^がい障害者生活訓練事業委託

3 履行場所 宝塚市市内一円 地内

4 履行期間 令和7年(2025年)4月1日から
令和8年(2026年)3月31日まで

5 契約相手方

住所：大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号

社名：社会福祉法人 日本ライトハウス

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

- ① 上記法人は、90年を超える歴史を有し、視覚^がい障害者の福祉を目的とする社会福祉法人では草分け的な団体であり、視覚^がい障害者のリハビリテーション等に関し、専門知識、技術及び豊富な経験を有すること。
- ② この契約の目的である生活訓練事業と同様の事業を実施している社会福祉法人が見当たらないこと。
- ③ 上記法人は、この契約の受託者として、これまでの成績が優秀であること。

7 問合わせ先

課名：障^がい福祉課 内線： 2534

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－ 9
- 2 案件名 宝塚市^がい障害者就労支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日 から
令和8年（2026年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：伊丹市鴻池1丁目10番15号
社名：社会福祉法人いたみ杉の子

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件の履行においては、就職に向けた準備、就職活動、職場定着及び離職後の再支援等、1人の^がい障害者に対して深く関わる必要があり、身体^がい障害、知的^がい障害、精神^がい障害及び発達^がい障害等の障害特性を理解し、それぞれに適した支援を行うことができる体制が求められる。

令和6年度まで本事業の受託者であった市内の法人は、事業経営にかかる諸般の事情により、令和7年3月末をもって本事業の受託を終了することとなった。

市内には同種同等の事業を行っている法人がほかに存在していないところであるが、上記法人は国の事業である阪神北障害者就業・生活支援センター業務を受託しており、就労支援、職場定着支援に特化した相談員の配置により、多数の^がい障害者を支援のうえ就職に導いた実績と^がい障害者の就労に関する専門知識、豊富な経験を有している。

加えて、本市も属する阪神北圏域において同種の事業を展開しているため、本市が有する社会資源への知見を有しており、また、関係機関との連携体制が既に構築されている。

以上のことから、本事業を後継することができる法人はほかに想定し得ず、事業の継続のために同法人と交渉を重ねたところ、本件の受託について合意に至ることとなった。

上記の経緯に鑑み、同法人を随意契約の相手方とする。

- 7 問合わせ先 課名：^がい障害福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－15
- 2 案件名 宝塚市手話通訳者及び手話奉仕員養成講座事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日から
- 5 契約相手方 住所：宝塚市仁川高台1丁目12番41－303号
社名：宝塚市手話通訳者養成講座運営委員会
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

障害者総合支援法に規定する市町村の地域生活支援事業として手話通訳者及び手話奉仕員養成講座を実施するが、当該事業においては、契約相手方に運営に係る事務を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。契約相手方を指定する理由は以下のとおり。

・上記運営委員会は、障害^{がい}者団体である宝塚ろうあ協会、宝塚市手話サークル連絡会を母体とし、委託業務の履行に必要な専門知識、技術及び豊富な経験を有しており、質の高い事業運営が期待できる。

・上記運営委員会にこの事業を委託することにより、母体である市内障害^{がい}者団体を育成し、福祉の増進を図ることが期待できる。

・上記運営委員会は、この契約の受注者としての実績が優秀である。

※市内で委託できるのは、上記運営委員会だけであり、各市とも地元のろうあ協会が活躍している。

- 7 問合わせ先 課名：障害^{がい}福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１９
- 2 案件名 宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営業務委託
- 3 案件場所 宝塚市弥生町外 地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町２１８番地２６
社名：社会福祉法人聖隷福祉事業団
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項ただし書該当

(指定理由)
本業務は、高齢者及び障害者の権利を尊重、かつ擁護し、地域社会でその人らしく安心して暮らせるようにするため、高齢者及び障害者の権利擁護に関する総合的な相談支援等を行う宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センターの運営を委託するものである。
本業務の遂行には地域の関係機関との密な連携が必要であるため、市内の高齢福祉と障害福祉の状況に知見を有する法人を受託者として想定している。
上記法人は令和３年度から本件の受託者となり、問題なく業務を遂行しているところであるが、令和７年度の発注に先立ち、本業務を受託する意思の有無について改めて市内の福祉法人に聞き取りを行ったところ、受託可能であると回答したのは同法人のみであった。
この結果に鑑み、現状本業務を受託し得るのは同法人以外にないものと判断し、同法人を随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：２７０５

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１２
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市口谷東３丁目外地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西３丁目１番５号
社名：社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：２７０５

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１３
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川１丁目外地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畠１０番地
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：２７０５

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－25
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山2丁目外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4丁目5番6号
社名：一般社団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：2705

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－26
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市切畑字長尾山外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：2705

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２７
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西２丁目外地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西２丁目１番１号
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：２７０５

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－32
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市山口町下山口1650番地26
社名：社会福祉法人 阪神福祉事業団

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：2705

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－３３
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市玉瀬字田畑外地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畑１０番地
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、^{がい}障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び^{がい}障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、^{がい}障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に^{がい}障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが^{がい}障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：^{がい}障害福祉課 内線：２７０５

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－1
- 2 案件名 生活保護システム保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所： 秋田市南通築地15－32
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当
(指定理由)
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先
課名： 生活援護課 内線： 2618

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委-5
- 2 案件名 生活保護システム改修業務委託（特定個人情報データ標準レイアウト改版）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和7年（2025年）7月31日
- 5 契約相手方
住所： 秋田市南通築地15-32
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先
課名： 生活援護課 内線： 2618

業者選定に係る理由について

生活援護課

- 1 契約名 生活保護等版レセプト管理クラウドサービス使用契約
- 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 業者名 富士通 Japan 株式会社
- 4 選定理由 平成29年3月から「生活保護等版レセプト管理システム」の保守管理を「(株)富士通エフサス」に委託していたが、令和3年4月に合併により「富士通 Japan 株式会社」として発足した。本業者においては、セキュリティ面の向上や今後のデータ移行及びシステムの機能向上を展開しており、各自治体におけるシステム導入の実績もあることから本業者を選定しました。

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－1
- 2 案件名 宝塚市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和 7年（2025年） 4月1日 ～
令和10年（2028年） 3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

(指定理由)

本事業は、生活困窮者等からの相談に応じ支援を行うものであるが、その遂行には、社会福祉士である相談支援員等の知識と経験を生かし、対象者に寄り添った包括的な支援を行うことが必要である。

上記法人は本事業の開始以前より、民生委員・児童委員を中心とした地域の支援者との連携によって、生活困窮者等の支援に取り組んでいる。

また、市域7地区全てに地区センターを設け、地域福祉の推進のためのネットワークを既に構築しており、本事業により配置される相談支援員は、このネットワークを最大限に活用し、行政や関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

本市において、同法人と同等以上の体制を有する法人はほかになく、本件の受託者として同法人以上に適当な者は想定し得ないため、随意契約の相手方とする。

なお家計改善支援事業は原則、自立相談支援機関のアセスメントをもとに行うものであり、同相談業務と一体で行うことが望ましく、円滑な連携を行い充実した支援を行えるため、同相手方を指定するところである。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線2622

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－2
- 2 案件名 宝塚市就労準備支援事業及び
生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日 ～
令和10年（2028年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号 ソリオ1 3F
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

就労準備支援事業は、生活困窮者等で日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、直ちに求職活動を行うことが困難で、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎知識の形成に関する支援を必要とする者が対象である。

また、自立相談支援事業（就労支援）は、就労に向けた準備が一定以上整っている者に対して、ハローワークへの同行訪問、面接対策、就労後のフォローアップなどの支援を行うものであり、前述の就労準備支援事業と一体的に事業を実施することは、支援の連続性の観点からも円滑な事業運営を可能とする。

さらに、国の就労準備支援事業実施要領において、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が行われている場合、被保護者に対する就労準備支援事業との一体的実施に努めることとされている。

宝塚NPOセンターは、厚生労働省より地域若者サポートステーション事業を受託している市内の団体として、就職困難者の支援に関する専門知識や技術及び豊富な経験を活かし、被保護者就労準備支援事業を併せて実施できるとともに、一体的・効率的・円滑な事業運営を行える団体であるため。

7 問合わせ

課名：せいかつ支援課

内線：2622

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－3
- 2 案件名 宝塚市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日 ～
令和8年（2026年）3月31日

- 5 契約相手方
住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号
社名：社会福祉法人 希望の家

- 6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

本委託業務は、「貧困の連鎖防止」の観点から、生活保護受給世帯等の生活困窮世帯における子どもに対して学習支援を行うことで、基礎学力や学習意欲の向上を促し、子どもの将来の社会的自立に寄与することを目的とするものである。

契約相手方である社会福祉法人希望の家は、障害福祉施設ならではの視点を活かし、対人関係が苦手であったり、集団になじめない児童・生徒への対応や当該世帯の生活実態への気づきなど単なる学習支援の提供だけでなく、生活困窮者等世帯に対する配慮が行き届いている。

また、本事業開始時より本事業を委託しており、これまで培ったノウハウを生かし、対象児童・生徒への安定的・継続的な支援を考慮し、当法人を契約相手方として指定することが望ましい。

- 7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線：2622

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子政委－1
- 2 案件名 子ども家庭総合支援拠点システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日 ～
令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務については、子ども家庭総合支援拠点システムに関するシステムのソフトウェアおよび端末機器の保守業務であり、子ども家庭総合支援拠点システムのベンダーである当該事業者以外では行えない業務であるため、特名随意契約を行うものです。
- 7 問い合わせ先 子ども政策課 内線：2632

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－2
- 2 案件名 宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川一丁目 外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～
令和8年(2026年)3月31日

5 契約相手方

住所：大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号
社名：株式会社トライグループ

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

前回の契約は、令和4年度から令和6年度まで有効なプロポーザル結果に基づき、上記事業者と特名随意契約を締結した。

現在、令和8年度からの名称を含む事業の見直しに向けて検討を進めている状況であるため、経過措置として、今回は1年間の契約とする。

本事業の実施にあたっては、ひとり親家庭の複雑な家庭状況や利用者の抱える悩みに寄り添いながら、高校進学に向けた学習支援を行うことが求められる。

上記事業者は、事業開始から継続して受託実績及び利用者からの高い評価があり、昨年度からの継続利用者を含む利用者に対して迅速に事業を開催することが可能である、経過措置を安定的に実施できる唯一の事業者であるため、当該事業者を指定する。

7. 問合せ先

課名：子育て応援課

内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－3
- 2 案件名 児童手当システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～
令和8年(2026年)2月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外には同システムの保守業務を行うことができないため。
- 7 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－4
- 2 案件名 児童扶養手当システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年（2026年）2月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島2－4－27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童扶養手当システム（パッケージシステム）の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器㈱以外には同システムの保守業務を行うことができないため。
- 7 問い合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2645

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応賃－1
- 2 案件名 宝塚市児童扶養手当システムの賃貸借に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年（2026年）2月28日
- 5 契約相手方
住所：東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
社名：三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件について、上記契約相手方とのリース契約が令和6年2月末をもって満了し、令和7年3月末まで再リース契約を締結していますが、令和7年度中に法令に基づく、自治体情報システム標準化に対応したシステムへの移行を予定しており、それまでは現行システムを使用する必要があります。
以上のことから、上記相手方と随意契約を行い、現行機器を再リースします。
- 7 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ賃-2
- 2 案件名 宝塚市共用車両（軽貨物車）賃貸借契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市内売布東の町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和12年（2030年）3月 31日
- 6 賃貸借期間 令和 7年（2025年）4月1日～
令和12年（2030年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区西天満4丁目8番17号宇治電ビルディング8F
社名：KD eソリューションズ株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該賃貸借物件は、当市が令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで賃貸借しているものであるが、現状、車両の不具合や損傷が無く、状態も良いため、新たに賃貸借するより、賃貸借を継続する方が経費的に安価であると判断したため。

7 問合わせ先

課名：子ども家庭支援センター

内線：8293

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－3
- 2 案件名 宝塚市ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日 ～
令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市小浜4丁目5番6号
社名： 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
依頼会員及び提供会員ともに増加し、令和7年1月末現在約2,096人が会員として登録している。核家族やひとり親世帯の増加に伴い、依頼会員からの要望は、年々複雑化し続けていることから、丁寧できめ細やかな対応がより重要になってきている。当該事業は、事業立ち上げ当初の平成11年度から、上記事業者へ委託しており、会員に対し、研修会や交流会等を実施するなど、会員の資質向上に努めるとともに、要支援家庭に対しては、子ども家庭支援センター等関係機関や同事業者内の専門職と連携を図り、様々なニーズに対応したコーディネートを行うなど、利用者に安定したサービスを提供している。
上記事業者は、これまでの実績を踏まえ、安定した事業の継続実施が望め、リスクマネジメントや事業の特性に精通し、豊富なノウハウを活用して効率的で円滑な事業運営を行うことができる唯一の事業者である。
- 7 問い合わせ先
課名：子ども家庭支援センター（85-3862）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－4
- 2 案件名 きらきら子育てLINE管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：東京都新宿区高田馬場1-22-10-3B
社名：特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該業務は、生年月日に基づく子どもの生育に応じた子育て支援のためのアドバイス等に加え、本市の自治体情報について、LINE配信の原稿作成を含めたシステム管理業務を行うものである。

当該事業者は、子どもの育ちに関する基本情報部分コンテンツの著作権を有しているとともに、他社では行われていない自治体情報と基本情報とを併せて配信するノウハウを有している。

また、本業務の対象となるLINE配信原稿は、平成28年度に当該事業者が制作したメール配信原稿を基に、令和4年度に当該事業者へ委託し制作したものである。原稿作成及び保守管理にあたっては、引き続き当該事業者へ委託することで、コンテンツを熟知している点で迅速に更新等を行うことができる。

以上のことから、本市にとって効率的で円滑なLINE配信のシステム管理を行うことができるのは、前記事業者しかいない。

7 問い合わせ先

課名：子ども家庭支援センター (85-3862)

特名随意契約の理由書

1. 案件番号 子保企委－15
2. 案件名 宝塚市病児保育事業委託
3. 案件場所 宝塚市中筋2丁目地内
4. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
5. 契約相手方 住所：大阪市西淀川区福町3丁目2番39号
社名：社会医療法人 愛仁会
6. 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該事業は、傷病回復期に至らず保育が必要な児童の保育を実施するものであり、実施にあたっては、医療機関、保育所等付設の専用スペース又は本事業のための専用施設において、看護師等及び保育士を配置しなければならない（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等、高い専門性が必要とされる。

また、事業収支については補助金収入を加味しても収支均衡が厳しく、上述の設備・人員等の確保の費用面を考慮すると、他事業者からの参入は難しい。

今回の契約相手である社会医療法人愛仁会は、上記場所にて専用施設（病児保育室ひまわりルーム）を設置しており、平成13年2月より宝塚市左岸地域で長期間に亘る事業実績があり、近隣住民にも広く周知され利用されている。また、当該法人では当事業専属の医療及び保育スタッフの確保ができており、これまでの経験を活かして当該事業を安全かつ効率よく運営できるため、引き続き当該法人との特名随意契約が適当と判断する。

7. 問合せ先

課名：保育企画課

内線：2554

特名随意契約の理由書

1. 案件番号 子保企委－16
2. 案件名 宝塚市病児保育事業委託
3. 案件場所 宝塚市武庫川町地内
4. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
5. 契約相手方 住所：宝塚市武庫川町6番22号
社名：チャイルドクリニック サンタクルス ザ タカラヅカ
6. 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該事業は、傷病回復期に至らず保育が必要な児童の保育を実施するものであり、実施にあたっては、医療機関、保育所等付設の専用スペース又は本事業のための専用施設において、看護師等及び保育士を配置しなければならない（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等、高い専門性が必要とされる。

また、事業収支については補助金収入を加味しても収支均衡が厳しく、上述の設備・人員等の確保の費用面を考慮すると、他事業者の参入は難しい。

今回の契約相手であるチャイルドクリニック サンタクルス ザ タカラヅカは、同医療機関内に専用スペース（病児保育室エンジェルスマイル）を設置しており、平成26年4月より交通の便のよい立地にて事業実績があり、市内全域から利用がされている。事業開始初年度から高い稼働率を維持しており、保護者からのニーズも高い。また、当該法人では当事業専属の医療及び保育スタッフの確保ができており、これまでの経験を生かして当該事業を安全かつ効率よく運営できるため、引き続き当該クリニックとの特名随意契約が適当と判断する。

7. 問合せ先

課名：保育企画課

内線：2554

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委－140
- 2 案件名 宝塚市保育業務システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日～令和7年（2025年）10月31日
- 5 契約相手方
住所：東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
社名：株式会社アイネス 営業本部

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該委託は、現在本市が使用している保育業務システムの保守業務です。

当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先

課名： 保育事業課

内線：2641

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委－1
- 2 案件名 宝塚市青少年育成啓発事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住 所：宝塚市東洋町1番1号
団体名：宝塚市青少年育成市民会議推進本部
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
市の事業として青少年健全育成事業を実施している。
上記の青少年育成市民会議は昭和57年に設立され、青少年の健全育成を図るため各中学校区の代表が集まり、情報交換する中で、各中学校区独自の活動を行うとともに、全市共通的な啓発・育成活動を強力に推進することを目的として創設された団体である。
当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。
青少年健全育成事業を、市が統一的に、また直接行うのではなく、長期期間にわたり実施してきた事業の実績と地域住民が自ら地域の実情に即して行うためのノウハウを有し、効率的に事業展開を図れる団体は、上記の推進本部以外にはない。
7. 問合わせ先
課名：アフタースクール課 内線：2228

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委ー2
- 2 案件名 放課後の子どもの居場所づくり地域スタッフ支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内全域地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所 : 宝塚市仁川台289番1
団体名 : 特定非営利活動法人 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し放課後子ども教室を実施している。市の事業として、それに関わる地域のスタッフ不足や後継者の育成・資質向上等人的課題解消等、市内各校区の放課後子ども教室の開催を支援する。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。
委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども教室推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、宝塚市市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名 : アフタースクール課 内線 2 2 2 7

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委－3
- 2 案件名 思春期ひろば事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

5 契約相手方

住所： 宝塚市安倉西2-1-1
団体名：(社)宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本事業は、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことができる場(ひろば)を提供し、当事者や保護者の自主性を尊重しながら地域住民が関わることのできる環境を創り出していく事業である。平成21年度から国の補助を受けて事業を開始し、平成25年度途中で国の補助事業でなくなって以降も市の事業として当該団体を受託者として実施してきており、これまでの事業実施にあたっての具体的かつ実践的なノウハウの蓄積がある。当該団体としても、不登校・ひきこもりに対する事業を行っており、事業内容で類似した点が多いことから当該団体と連携した取り組みができるものと期待できる。さらに、各地域の地区センターなど当該団体のもつ地域ネットワークを有効に活用できることから他の事業者に委託する場合に比べて高い事業効果が見込まれるため、上記契約の相手方と特名随意契約を締結しようとするものです。

7. 問合わせ先

課名：アフタースクール課 内線：2228

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委-9
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市仁川宮西町外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住 所：宝塚市仁川宮西町1-25
団体名：仁川小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委-11
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市末成町外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住 所：宝塚市末成町1-1
団体名：末成小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2 第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委-12
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市中山桜台5丁目外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住 所：宝塚市中山桜台4丁目25-1
団体名：中山台子ども広場
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： アフタースクール課 内線：2228

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 育成会システム (Sossian) 保守業務委託
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 契約相手方 住所：神戸市中央区播磨町21番1
社名：株式会社 さくらケーシーエス
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
現在使用している学童保育システムのリース期間終了に伴い、使用を続けるために保守契約が必要となり、販売等に関する権利を有している納入業者である株式会社さくらケーシーエス以外では、保守業務を行うことが不可能なため。
- 6 問合わせ先 課名：アフタースクール課 内線：2226

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 育成会システム標準化連携改修委託
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から令和7年(2025年)10月31日まで
- 4 契約相手方 住所：神戸市中央区播磨町21番1
社名：株式会社 さくらケーシーエス
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
育成会システムについて、標準化連携に伴う改修が発生する。
権利関係上納入者である上記事業者以外が改修業務を請負うことは不可能であるため、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行う。
- 6 問合わせ先 課名：アフタースクール課 内線：2226

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 育成会システム標準化対応共通基盤システム設定業務委託
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から令和7年(2025年)11月30日まで
- 4 契約相手方 住所：神戸市中央区東町126番地
社名：日本電気株式会社
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
育成会システムについてシステム標準化対応による更新に伴い、共通基盤システム側に対応作業が発生します。
共通基盤システムについては、上記契約相手方と令和5年4月1日から令和10年3月31日までの長期継続契約を締結しております。当該作業は、共通基盤システムの構築事業者であり、かつシステムの著作権を有している日本電気株式会社しか実施できません。
以上の理由より、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 6 問合わせ先 課名：アフタースクール課 内線：2226

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環エ委一7
- 2 案件名 一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西3丁目外地内
- 4 契約期間 契約日から令和7年（2025年）12月1日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市山本丸橋4丁目65番11号
社名： 株式会社ダイシン

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

今回発注する一斉清掃日のごみの収集及び運搬業務委託は、年2回地域住民の協力を得て実施する「宝塚を美しくする市民運動」において、当日市民が清掃したごみの収集及び運搬業務を委託するものです。

収集業務については、市民の清掃したごみの収集場所が、令和6年度に委託している一般廃棄物収集及び運搬業務委託（一般家庭ごみ収集）の集積場所とほぼ同一場所であるため、同業務を委託している上記の業者が、地域の実情、周辺の地理に詳しく、業務が円滑に執行できるため。

7 問合わせ先

課名： 環境エネルギー課 内線： 2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環エ委－7
- 2 案件名 第2次生物多様性たからづか戦略及び
第4次宝塚市環境基本計画策定支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方
所在地：神戸市須磨区行平町3-1-18
名称：公益財団法人 ひょうご環境創造協会

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項但し書該当

（指定理由）

当該団体は、令和6年度に実施した第2次生物多様性たからづか戦略（以下、「戦略」という。）策定基礎調査業務の受託団体であり、戦略の策定に必要な本市の生物多様性の保全に関する取り組み等の基盤となるデータの収集・分析を行ってきました。そのため、当該団体は、本市の生物多様性の保全に関する特性や状況を深く理解しており、戦略策定において必要な情報を的確に把握した上で、分析や考察、施策・取組の提案ができる唯一の団体と言えます。

また、当該団体に蓄積されている基礎調査のデータは、戦略策定はもとより、第4次宝塚市環境基本計画（以下、「計画」という。）においても活用できる有益な資源であり、円滑かつ効率的な戦略及び計画の策定が可能となります。

更に、当該団体は、兵庫県の外郭団体であるため、県の政策や方針に対する理解が深く、また、それに基づく取組を実際に行っており、令和6年度末に策定された生物多様性ひょうご戦略（以下、「県戦略」という。）及び兵庫県環境基本計画（以下、「県計画」という。）についてもどの団体よりも広く深い知識を有しています。本市の戦略及び計画は、県戦略及び県計画を深く理解し、その内容を踏まえ、整合性を図って策定すべきであることから、県戦略及び県計画を熟知した団体による支援が不可欠です。

戦略及び計画の策定期間が同じであり、整合性と効率性の観点から、戦略及び計画の策定支援業務を合わせて行いますが、同団体は両分野に精通し、実績や経験を有する唯一の団体です。

以上のことから、同団体と業務委託契約を締結するものです。

7. 問い合わせ先

課名：環境部 環境エネルギー課 内線：2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S-5
- 2 案件名 市営火葬場・市営長尾山霊園膜ろ過浄水設備保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内 (長尾山霊園内)
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府吹田市江の木町1番6号
社名：オルガノプラントサービス株式会社
TEL 06-6190-6021

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

膜ろ過浄水設備は、各浄水設備メーカーにより独自の機器を製造し、仕様、制御等がそれぞれのメーカーで異なっているため、当該装置の保守点検においては、機器の機能を熟知しており、特殊な規格にも対応できる製造元の上記業者を指定するものです。

7. 問合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ST-1
- 2 案件名 犬の登録の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和7年（2025）年4月1日～令和8年（2026）年3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市中筋山手1丁目2-12
氏名： 宝塚市獣医師会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務は、平成12年4月1日の狂犬病予防法の一部改正により都道府県から市町村に移譲された事務です。この業務に関する診療および保健衛生の指導を行う市内唯一の専門職種団体である宝塚市獣医師会に委託する。本市の事務負担を軽減するとともに、予防注射接種後の注射済票の交付が円滑になり、市民の利便性の向上が見込まれることから、同会と特名随意契約を締結するものです。

7 問い合わせ先

課名：生活環境課

内線：2524

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 4 7
- 2 案件名 小型家電リサイクル引渡し業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日から
令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪府和泉市テクノステージ二丁目 3 番 2 8 号
社名： 大栄環境株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

本件については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき実施する業務であり、同法第 10 条第 3 項に基づく再資源化事業計画の認定を受けていることを条件として、平成 28 年度から毎年見積合せのための公募を行っているところ、これまで上記業者以外に参加事業者がいない状況が続いています。また令和 6 年度において、兵庫県を対象とした認定事業者は増えていないことから、新たに本件への参加事業者が現れることも見込めません。上記業者はこれまでの受託業務において成果を上げていることから、上記業者と特名随意契約を行います。

7. 問い合わせ先

課名：クリーンセンター管理課

内線：87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 1
- 2 案件名 クリーンセンター施設清掃等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 8 年(2026)年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：東京都千代田区西神田 1 丁目 4 番 5 号
社名：テスコ 株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 7 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

すでに契約済みの、「ごみ焼却炉運転業務委託」と、同一敷地、同様の業務を含んでいるため、業務等を実施する上で、人員の削減が見込め、指示統一が図れるため、他の者に発注するよりも著しく有利な価格となる為、上記の者と随意契約を行う。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内 8288

特名随意契約の理由書

1 案件番号 C2-23

2 案件名 処理不適物再資源化業務委託（単価契約）

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目外 地内

4 契約期間 契約日 から 令和8年（2026年）3月31日 まで

5 契約相手方

（処理処分） 住所：岡山県倉敷市水島川崎通1丁目5番2
社名：JFE 条鋼株式会社 水島製造所

（運搬） 住所：岡山県倉敷市塩通3-3-8
社名：水島臨海通運株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

処理困難物に指定されている廃スプリングマットレスの処理に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可（一般廃棄物処理施設の許可）を有し、本市で発生する廃スプリングマットレスを確実に安定的に処理することができるのは上記業者しかいないため。またそれに伴う運搬業務は、上記の処理業者の施設への搬入許可を有する上記の運搬業者と随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名： クリーンセンター管理課

内線：87-4844

特名随意契約の理由書

1 案件番号 C 2 - 1 5

2 案件名 ごみ焼却施設昇降機保守管理業務委託

3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内

4 契約期間 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日 ~
平成 8 年 (2026 年) 3 月 31 日

5 契約相手方

住所 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 3 0 号

社名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

昇降機設備は、機械本体の製造メーカーにより制御、仕様等が異なり独自の機器を製造しています。このような特殊性により機械本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応ができ、技術及び点検調整を熟知しているメーカーのメンテナンス会社である上記の者と随意契約します

7. 問合わせ先

課名 : クリーンセンター管理課

電話 : 8 7 - 4 8 4 4

特名随意契約の理由書

- 1 契約名 し尿処理手数料管理システムソフトウェア使用料等及び保守
- 2 使用場所 宝塚市小浜1丁目 地内（宝塚市クリーンセンター）
- 3 使用期間 令和7年（2025年）4月1日
～ 令和8年（2026年）3月31日
- 4 契約相手方 住所：京都市南区東九条烏丸町5番地2
社名：株式会社京信システムサービス
- 5 指定理由 当契約にかかるシステムは上記相手方が開発したパッケージシステムであり、宝塚市のし尿処理手数料管理業務のために、平成31年度に導入されたものです。
システムの使用に必要なウィルス対策ソフト等の各ライセンス使用料は1年契約のみとなっており、また当該システムは他者では著作権の都合上、維持管理ができないことから、上記相手方とシステム保守を含めた特名随意契約を締結します。
- (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
- 6 問合わせ先 クリーンセンター管理課 内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 消セ委 ー 1
- 2 委託名 消費生活法律相談業務委託
- 3 委託場所 宝塚市売布2丁目地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区橘通1丁目4番3号
氏名： 兵庫県弁護士会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

弁護士法第32条に基づき、地方裁判所管轄地域を基本に設立されており、他に高度な法律専門知識を有する団体がないため、特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先

課名： 宝塚市消費生活センター 電話： 0797-81-4185

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消セ委－2
- 2 案件名 令和7年度特定計量器定期検査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年) 4月 1日から
令和7年(2025年) 6月30日まで
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
(兵庫県中央労働センター内)
社名： 一般社団法人 兵庫県計量協会
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
特定計量器の定期検査は、計量法第20条第1項で定める「指定定期検査機関」に検査業務を行わせることができると規定されている。
当該事業者は本市が指定した唯一の指定定期検査機関であり、計量法第21条第1項に基づく告示により上記相手方と随意契約にて締結するものである。
- 7 問合わせ先 課名：宝塚市消費生活センター
電話：0797-81-4185

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 T 3 4 - 2
- 2 委託名 花き展示会事業委託
- 3 委託場所 宝塚市山本東3丁目外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年) 4月 1日から
令和7年(2025年) 4月14日まで

5 契約相手方

住所：宝塚市東洋町1番1号

社名：宝塚市花き園芸協会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

花き展示会は来場者に対して本市の花き園芸の周知、及び普及を図ることを目的として、宝塚植木まつりとあわせて実施しています。市内の花き植木産業の振興及び市内花き園芸団体の育成並びに活性化が期待でき、市内の花き園芸団体である上記団体は専門知識を有しているため、委託によって高度な花き展示ができ、さらに、地元の団体であることから円滑な業務遂行できる業者は宝塚市花き園芸協会のみとなります。

以上のことから、宝塚市花き園芸協会と特名随意契約を締結するものです。

7 問合わせ先

課名：農の魅力創造課

内線：2415

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T34-6
- 2 案件名 農会長事務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市東洋町1番1号
社名： 宝塚市農会連合会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)

市が行う農業施策推進のため、その事業内容について速やかに、かつ的確に農家に対して普及、浸透を図るとともに、各種農業施策に関する地域の連絡・調整等の業務の実施を委託する。

宝塚市農会連合会は市内各集落の農会長で構成された団体であり、上記業務の円滑な推進を行える唯一の団体である。
- 7 問合わせ先
課名： 農の魅力創造課 内線： 2414

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 1
- 2 案件名 宝塚市農地等情報総合ネットワーク管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 2 1 号
社名： 朝日航洋株式会社 神戸支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

当市の農地等情報総合ネットワーク管理システムは、農地台帳システムに加え、農地台帳の情報と地図を直接連動させるシステムを導入し、農地情報と地図情報を一元的に管理しています。

委託内容のうち、農地地図情報データの更新作業で必要となる地番図データと航空写真データは、当市資産税課所管のシステムにおいて当該業者が作成したもので、当該業者しか取り扱いできないデータであり、農地台帳の情報と地図との連動を効率的にシステムを構築できるのは当該業者であるため、特名随意契約を締結するものです。

7. 問合わせ先

課名：農業委員会

内線：2 4 2 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K-1
- 2 案件名称 外国人市民学習支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市中野町 地内ほか
- 4 履行期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市南口2丁目14番1-3号
名称：特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当
(指定理由)

当該協会は1988年(昭和63年)の設立以来、長年にわたり本市の国際交流事業及び日本語教室や生活相談をはじめとする外国人市民支援事業を実施しており、その豊富な経験と実績から外国人市民の対応について精通しているNPO法人である。

また、平成25年度から令和2年度まで母語(ポルトガル語)教室や保護者を含む外国人市民日本語教室事業を、令和3年度からは当該事業を受託し実施していることから事業の継続性と安定性確保、さらに今後の事業の発展性の観点から同協会に委託することが最も適切である。
- 7 問合わせ先 課名：文化政策課 内線：2666

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T33-54
- 2 案件名 手塚治虫記念館企画展業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 東京都新宿区高田馬場4丁目32番11号
社名： 株式会社手塚プロダクション
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)
この業務は、企画展の企画構成・資料収集、解説文執筆、展示物制作及びこれらを搬入・展示することである。企画展は幅広い視点からテーマを設定して開催するが、その大半が手塚治虫氏とその作品をテーマにしたものである。前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、手塚治虫記念館の存在意義や企画展の目的及び趣旨を熟知している。したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問合わせ先
課名： 手塚治虫記念館 電話： 0797-81-2970

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 3 - 5 5
- 2 案件名 手塚治虫記念館空調機器保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 (2026 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 : 大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 1 2 号
社名 : ダイキン工業株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当

(指定理由)
当該業務は、手塚治虫記念館の空調機器の安全かつ衛生的で快適な環境を確保するため、空調機器に係るオンライン 24 時間監視 (異常監視装置・状態監視装置)、機能の維持のため必要な点検、調整、整備及び清掃がその主たる業務である。
これらの監視装置は前記業者の製造によるものであり、他の業者が行うと責任の所在が曖昧になるため、当該業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問い合わせ先
課名 : 手塚治虫記念館 内線 : 8250

特名随意契約の理由書

1 案件番号 消－４４

2 案件名 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター
消防救急デジタル無線システム保守点検業務委託

3 案件場所 宝塚市伊子志３丁目外 地内

4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月 １日 ～
令和８年（２０２６年）３月３１日

5 契約相手方

住所：神戸市中央区東町１２６番地

社名：日本電気株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターが運用している消防救急デジタル無線設備は各市町が単独で整備した無線基地局、移動無線局等の設備（以後「単独部」という。）と単独部を高機能消防指令システムと連動して利用するための無線回線制御装置等、各市町共通して利用する設備（以後「共通部」という。）から構成されており、単独部、共通部及び高機能消防指令システムが有機的に結合し、消防活動、救急活動時に必要な情報の伝達・共有を行っている設備となります。

当設備を常時安定稼働させるために単独部や共通部の接続方法や情報伝達のプロトコル等を把握して、迅速・的確な保守対応を行う必要があります。

上記に対応できるのは、本システムを開発、設置した日本電気株式会社のみであるため、同社を指定するものです。

7 問合わせ先

課名：指令課

内線：７１－２８３０

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 議会－ 3
- 2 案件名 本会議質問放送用データ等収録編集業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方

住所：宝塚市逆瀬川1丁目11-1
社名：株式会社エフエム宝塚

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

本会議の一般質問及び市議会広報用インタビュー等の放送は、幅広く市民に市政情報を発信するため、市内で唯一のコミュニティFM局である株式会社エフエム宝塚と市広報課との間で交わされた放送業務委託契約に基づく年間の放送時間枠の中で放送しています。

従って、本契約に基づき収録編集し制作された成果品は、同者において放送予定枠を事前に調整の上、放送予定日時を設定しています。

放送データの編集に当たっては、放送禁止用語の確認や沈黙時間を5秒以内に設定すること等の規制に対する審査が必要であり、編集データに不備があった場合にはデータ作成をやり直す必要が生じます。

放送者である株式会社エフエム宝塚が収録編集を行う場合は、同業務を遂行する過程で審査を行うことが可能ですが、他の事業者が収録編集を行う場合は、放送者による審査期間が別途必要となるとともに、放送者から編集データの不備が指摘される可能性を想定し、データ作成をやり直す期間を設定しておく必要があります。特に一般質問の放送については、放送日数が長く、次の一般質問までに放送する必要があるため、放送日程に配慮し、事前調整ができる上記事業者以外に本業務は遂行できません。

また、市民に早期に放送を提供するには、放送者が責任を持ってデータ作成を行う必要があります。

以上のことから、上記事業者以外では本業務の遂行に支障を来すため、随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名：議会事務局 議事調査課 内線：2096

特名随意契約の理由書

1 案件名 小学校指導者用デジタル教科書使用に関する契約

2 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内

3 使用期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

4 契約相手方

住所： 大阪市淀川区宮原 3 - 4 - 3 0

社名： S k y (株)

5 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当

(指定理由)

小学校指導者用デジタル教科書は、学校における教員の働き方改革の観点から、教員用校務系端末へのインストールやアップデート作業に係る教員の事務負担軽減を考慮し、教育コンテンツ配信サービス「Edumall」を利用したサーバー配信型を採用している。

「Edumall」を利用した小学校指導者用デジタル教科書利用に係るシステム構築や保守管理に関しては、「Edumall」導入を含めた学校の ICT 環境整備に係る契約を締結している上記の業者以外に、発注及び設定作業を依頼することができないため、契約相手方として指定する。

6 問合わせ先

課名：教育企画課

内線：2 1 7 4

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委一
- 2 案件名 通学バス運行委託
- 3 案件場所 宝塚市西谷地区
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号
社名： 阪急バス株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

西谷地区内における通学バス運行委託は、昭和30年代の西谷小学校上佐曾利分校と切畑分校の廃校及び本校への統合に伴い、遠距離通学・通園を強いられることになった園児、児童、生徒のために実施されたものである。上記事業者は、長年にわたり当該地域を営業地域としている唯一の路線バス事業者であり、その経験から地理や交通状況にも精通しているため、契約相手方とするものである。

7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線：2174

特名随意契約の理由書

1. 案件番号
2. 案件名 プロパンガス（単価契約）（宝塚市立西谷小学校及び西谷中学校専用）
3. 案件場所 宝塚市大原野 地内
4. 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日
(2025 年) (2026 年)

5. 契約相手方 住所：神戸市北区道場町塩田字下芝名 2081-4
社名：株式会社 ミツワ 北神営業所

6. 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

市立西谷小学校及び西谷中学校のプロパンガス設備は、ガス供給システムが一般的な複数のボンベ並列方式ではなく、1 つの大型タンクとしてのバルクタンク方式によります。当該方式は大型タンクを地上に安全固定し、ガス残量チェック機能も持たせて補給切れをなくし、給食業務における大量使用にも安定して供給出来るようにしています。当該設備は平成 11 年度に両校合併施工した校舎暖房化整備等工事において設置しており、タンクの取付台や地下配管設備等は市費負担工事で整備しましたが、タンク及びメーター部分はガス供給事業者の責任管理下にあるべきものとして、ガス供給事業者からの無償貸与により整備しています。そのガス供給事業者は以前から両校に供給していた「株ミツワ」です。

このため、両校の既存バルクタンク及びメーターは株ミツワの所有物であり、その無償貸与使用をもって両校へのガス供給が成り立っており、供給事業者の変更には相当な予算を必要とするため、実状として当面、変更は非常に困難な状況下にあります。

については、こうした特異な状況下にある両校のプロパンガス使用においては株ミツワによるガス供給が不可欠のため、両校のバルクタンク方式に係るプロパンガスの購入単価契約について、株ミツワと契約します。

7. 問合わせ先 課名：教育企画課

内線：2174

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-164
- 2 案件名 たからづか支援学校スクールバス運行管理業務委託 (R7 臨時)
- 3 案件場所 宝塚市立 たからづか支援学校
- 4 契約期間 契約日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 伊丹市池尻3丁目224-3
社名： フクユ観光バス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
- 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
- 宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

当該案件は市立たからづか支援学校に通う児童・生徒の通学時に、感染症拡大の予防としてスクールバス内で密集状態を避けるため、また最大乗車時間を1時間以内となるよう増便を行っている。

令和3年度に養護学校(現たからづか支援学校)が有する通学バスと同等のリフト付き車両を持込可能な業者へ見積したところ現契約相手方の1者のみであったため、令和3年9月から同社と委託契約と締結している。

乗車する児童・生徒は全て支援を要する者で、スクールバス利用に当たり特別な配慮が必要であり、バス運行者との信頼関係が特に重要であるところ、入札実施により事業者が変更となった場合、児童・生徒及びその保護者、学校と委託事業者(及び事業者運転手等)との間でこれまでに構築された信頼関係の再構築を余儀なくされ、場合によっては業務の円滑な実施に支障が生ずる可能性も十分にあり得ることから、引き続き現在の委託事業者に継続して委託することが望ましい。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、車両持込で業務遂行が可能であるフクユ観光バス株式会社を指定する。

7. 問合わせ先

課名：教育企画課
内線：2175

特名随意契約の理由書

1 案件名 中学校教師用教科書・指導書②（単価契約）

2 案件場所 宝塚市立西谷中学校外

3 契約期間 令和7年（2025年） 4月 1日 ～
令和8年（2026年） 3月 31日

4 契約相手方

住所： 川西市多田院 1-1-15

社名： 森田書店

5 指定理由

（根拠）

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則 第20条 該当

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

教科書及び指導書については、官報等で価格が定められており、定価販売となっている。また、都道府県ごとにおおむね1ヶ所ずつある教科書供給会社が、その管内の教科書取扱書店を指定しており、その教科書取扱店を通じてでしか購入することができない。上記業者は、その指定された教科書取扱店であるため、その担当中学校の教科書・指導書購入分について契約相手方として指定を行う。

6 問合わせ先

課名：教育企画課

内線： 2175

特名随意契約の理由書

1 案件名 中学校教師用教科書・指導書①（単価契約）

2 案件場所 宝塚市立宝塚第一中学校外

3 契約期間 令和7年（2025年） 4月 1日 ～
令和8年（2026年） 3月 31日

4 契約相手方

住所： 伊丹市中央1丁目2番14号

社名： 森田昌宏堂

5 指定理由

（根拠）

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則 第20条 該当

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

教科書及び指導書については、官報等で価格が定められており、定価販売となっている。また、都道府県ごとにおおむね1ヶ所ずつある教科書供給会社が、その管内の教科書取扱書店を指定しており、その教科書取扱店を通じてでしか購入することができない。上記業者は、その指定された教科書取扱店であるため、その担当中学校の教科書・指導書購入分について契約相手方として指定を行う。

6 問合わせ先

課名：教育企画課

内線： 2175

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 中学校デジタル教科書
- 2 案件場所 宝塚市立教育総合センター内
- 3 契約期間 令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和9年(2027年)3月31日
- 4 契約相手方
住所： 大阪市淀川区宮原3-4-30
社名： S k y (株)

5 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

今回のデジタル教科書の購入については、学校の負担軽減を考慮しサーバー配信型を採用している。

デジタル教科書の配信に関しては、文部科学省の提供する英語教材配信のために教育研究課が導入する、教育コンテンツ配信サービス「Edumall」のサーバーを利用することで、導入にかかる経費を抑えることができる。

実際のシステム構築や保守管理に関しては、教育研究課の実施した学校へのタブレット導入を行うプロポーザル方式の契約で「Edumall」の導入を提案し落札した上記の業者以外に、発注及び設定作業を依頼することができないため、同者を契約相手方として指定する。

7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線：2175

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 小学校教師用教科書・指導書①（単価契約）

3 案件場所 良元小外

4 契約期間 令和7年（2025年） 4月 1日 ～
令和8年（2026年） 3月 31日

5 契約相手方

住所： 伊丹市中央1丁目2番14号

社名： 森田昌宏堂

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 第3号該当

（指定理由）

教科書及び指導書については、官報等で価格が定められている。また、都道府県ごとにおおむね1ヶ所ずつある教科書供給会社が、その管内の教科書取扱書店を指定しており、その教科書取扱店を通じてでしか購入することができない。上記業者は、その指定された教科書取扱店であるため、その担当小学校の教科書・指導書購入分について、指定を行うものである。

7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線： 2174

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 宝塚市公立学校教職員健康相談業務委託契約
- 2 案件場所 宝塚市立小学校、中学校及び特別支援学校
- 3 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 4 契約相手方
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 5 指定理由
(根拠)
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

(指定理由)
本業務は、医師にしかできない学校保健安全法第16条に規定する健康診断の事後措置に係る業務で、効率的に業務を執行するため、市内小学校・中学校・特別支援学校の学校医に委託するもので、学校医の指定等は医師会が担当しており、他に委託できる団体はなく、競争入札に適しないものである。
- 6 担当
課名：職員課（内線：2189）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管賃－43
- 2 案件名 市立宝塚小学校 仮設校舎賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市 川面1丁目 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：芦屋市浜町2番13号
社名：大和金属工業 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本契約の対象である仮設校舎については、児童増による教室不足を理由として、平成19年(2007年)3月2日付で賃貸借契約を大和金属工業株式会社と締結し、以後継続使用してきた経緯があります。
本校の教室不足はいまだ解消しておらず、仮設校舎が不要となる時期の目途が立っていません。以上の理由により、現在の仮設校舎を引き続き使用するため、上記事業者と再度契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名： 施設課
内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－４３５
- 2 案件名 学校保健管理指導委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）４月１日～令和８年（２０２６年）３月３１日
- 5 契約相手方 住所 宝塚市小浜４丁目５番４号
社名 一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由
(根拠)
- 地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則 第２０条第２項第４号
- (指定理由)
- 当該事業を委託しようとしている団体は、幼稚園・小中学校・高校等に校医を派遣し健診事業を実施するほか、児童生徒教師の健康管理に従事しています。また、感染症による学級閉鎖や感染拡大防止のため助言・協議など学校保健事業推進のための中枢機関として活動している団体で、今後についても持続可能な学校保健の管理指導を行っていくことができます。
- よって、本団体を契約の相手方として指名するものです。
- 7 問合せ先 学事課 内線番号 ２２０３

(別紙 2)

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委—101
- 2 案件名 人権・同和教育振興委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市東洋町1番1号
名称：宝塚市人権・同和教育協議会

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

当該事業は宝塚市における人権・同和教育の推進と啓発の推進をめざすものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、昭和48年6月に部落差別の完全解消と同和問題の正しい理解の普及への取り組みを図るために発足した宝塚市人権・同和教育協議会に当該事業を委託しようとするものである。

また、当該事業を委託しようとしている同協議会は、人権教育の推進と啓発活動を通して人権文化都市の創造を図ることをめざし、市内の各種団体、機関及び個人をもって成る組織である。今日まで人権教育、啓発に係る調査研究・実践、研究会・市民集会等の開催など、市民の各層に人権尊重の理念を正しく浸透させるための人権教育及び啓発に取り組んできており、本市と連携協働しながら、これまでの取り組みから培った知識と経験を活かした人権・同和教育の継続的な啓発と推進が可能であり、本事業を推進するにふさわしい団体である。

よって、その事業の目的から同協議会以外に適した団体は存在せず、同協議会と契約を行うものである。

7 問合わせ

課名：学校教育課 内線：2272

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委-102～113
- 2 案件名 「トライやる・ウィーク」推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市仁川うぐいす台1丁目地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和8年(2026年)2月6日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市立中学校
名称：宝塚市立中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会 他
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項
地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）実施要項
県教委交付金交付要綱

(指定理由)
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、中学校区により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該中学校の校長を代表とする団体で、「トライやる・ウィーク」事業を円滑に推進することを目的としており、市立中学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各中学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先
学校教育課（内線：2272）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委—115～137
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年(2026年)2月6日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市内各小学校
社名：小学校体験活動推進委員会
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項

(指定理由)
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先
課名： 学校教育課 内線： 2272

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学使－301
- 2 案件名 宝塚市社会科副読本デジタル配信システム使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 外 地内
- 4 使用期間 令和7年(2025年) 4月 1日 ~
令和8年(2026年) 3月31日

- 5 契約相手方
住所：東京都文京区大塚三丁目1番1号
社名：TRC-ADEAC 株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

令和6年度から本事業者が提供するデジタル配信システムを使用している。本システムは宝塚デジタルミュージアムでも採用しているため、宝塚デジタルミュージアムと連携した使い方が可能であり、地域学習を目的とした社会科副読本での利用に適している。

仮に、他の配信システムに乗り換える場合は再度システムの構築や、副読本の内容の大幅な見直しが発生し、構築に係る費用及び期間が必要となること、再度教員や児童が操作方法を習得する必要があること等、頻繁にシステムを入れ替えるメリットがないため、現行システムを提供する上記契約相手方を指名する。

7. 問合わせ先

教育研究課 直通：0797-84-0946

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委－301
- 2 案件名 令和7年度教育用コンピュータシステム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 外地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年) 4月 1日 ~
令和8年(2026年) 3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル20F
社名： Sky 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)
本案件の業務委託は、宝塚市の教育系の情報システム（ネットワークシステム、クライアント PC 及びサーバー機器等）の運用・管理を行うものである。
学校での授業や校務、教育委員会での事務を支障なく行うために、情報システムの安定的な稼働が必須であるが、このための運用・管理業務を確実に実施できるのは、現在のネットワークシステムを構築した上記契約相手方のみである。
- 7 問合わせ先
課名： 教育研究課 直通： 0797-84-0946

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－3
- 2 案件名 令和7年度宝塚市学校支援地域本部事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市東洋町1番1号
社名：宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)
宝塚市においては、学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを進めている。その推進にあたって、市は平成20年度より地域全体で学校教育を支援することを通して、地域と学校との連携体制の構築を図ることを目的として、契約相手方にその事業を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。
当該事業を委託しようとしている団体は、学校支援ボランティア活動に関係する、社会教育委員、PTA代表、ボランティア、学校長等が構成員であり、学校を地域が支援することについて、それぞれ豊かな知識や実践経験があり、本事業を推進するにふさわしい団体である。
- 7 問合わせ先
課名：社会教育課 内線：2221

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教ス委-35
- 2 案件名 松江市交流事業委託業務
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目外 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日~令和7年(2025年)9月30日
- 5 契約相手方 住所:宝塚市小浜1丁目1-11
社名:公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書 該当

(指定理由) 当該事業を委託しようとしている団体は、宝塚市のスポーツ振興を目的として設立された団体であり、宝塚市が推し進めるスポーツ事業を円滑に推進することを主たる目的としていることから、本事業を実施できる唯一の団体である。また、本事業は松江市と宝塚市、両市のスポーツ振興に寄与するものであり、その事業の目的から競争入札に適しないという地方自治法施行令第167条の2第1項第2号より指定する。
- 7 問い合わせ 課名:スポーツ振興課 内線:2210

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委—2
- 2 案件名 宝塚市立図書館中山台分室窓口等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市中山桜台5丁目 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市中山桜台5丁目15番2号
社名：中山台コミュニティ

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由) 中山台コミュニティは、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化・学習・健康増進・福祉活動を促進し、住民が連携して地域総合コミュニティづくりに寄与することを目的に設立された中山台ニュータウン区域内に居住する住民によって構成された組織である。

市立図書館中山台分室は、同団体が指定管理者となっている中山台コミュニティセンター内にあり、同団体の「まちづくり計画」(平成16年(2004年)11月策定)においても住民主体の管理運営が検討されており、本市が示す「宝塚市協働の指針」の概念とも一致することから平成22年度(2010年度)から同団体に窓口等業務委託を締結している。

令和3年度(2021年度)も、中山台コミュニティセンター内での本業務において、市民協働の目的を達成する相手方としては、中山台コミュニティのほかには契約の相手方はいないため、上記の相手方と契約する。

7. 問い合わせ先

課名：中央図書館

電話：84-6121